（仮称）次期環境事業センター
整備・運営事業

実施方針・事業コンセプト書
・要求水準書（案）
に関する質問・意見への回答

平成２０年１２月

平　　塚　　市

１． 実施方針に関する質問への回答

No.	頁	項目番号					項目名	質問内容	回答
1	1	1	(1)	ｶ	(ｲ)	－	事業内容	スラグについては、市から排出されたものであり、資源循環の観点から、市での積極的利用が図られるのが望ましいと思われます。市の協力のもとに民間事業者がその活用の責務を履行すると考えて宜しいでしょうか。	焼却残渣（飛灰・焼却灰又はスラグ）全量の資源化について、公共工事に利用する等の計画はありません。
2	1	1	(1)	ｶ	(ｲ)	－	事業内容	スラグの有効利用は、①スラグの品質、②コスト、③需用と供給の均衡等を総合的に評価すると、貴市における公共工事っで使用するアスファルト混合物用骨材として利用することが最も現実性のある方法と考えており、その為には貴市のご協力が不可欠です。従いまして、スラグの確実な有効利用の為、貴市のご協力を頂けると考えてよろしいでしょうか。	No.1を御参照ください。
3	1	1	(1)	ｶ	(ｲ)	－	事業内容	焼却残渣全量の資源化を行う。とありますが、公共工事での使用の義務付け等による有効利用が、住民の環境意識の向上・環境学習に最も有効であると考えます。公共工事等ので利用の方針はございますでしょうか。	No.1を御参照ください。
4	1	1	(1)	ｶ	(ｲ)	－	事業内容	飛灰は、平塚市及び大磯町の最終処分場への持込は可能と考えて宜しいでしょうか。	焼却残渣は全量を資源化するものとし、最終処分場への持込は不可です。
5	1	1	(1)	ｶ	(ｲ)	－	事業内容	「焼却残渣（飛灰・焼却灰またはスラグ）全量の資源化を行なう。」とあります。溶融不適物も全量資源化を行なうとの理解でよろしいでしょうか。	募集要項公表時に示します。
6	1	1	(1)	ｶ	(ｲ)	－	事業内容	「焼却残渣（飛灰・焼却灰またはスラグ）全量の資源化を行なう。」とあります。飛灰・焼却灰のセメント原料化や山元還元等を行う場合、一般的に委託費を支払って運搬及び処理を委託することとなりますが、特別目的会社から直接委託することは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律　第7条第14項」で禁止される他人への処理の委託に該当しませんでしょうか。	御理解のとおりです。この場合の契約形態等の取り扱いについては、募集要項公表時に示します。
7	1	1	(1)	ｶ	(ｲ)	－	事業内容	「焼却残渣（飛灰・焼却灰またはスラグ）全量の資源化を行なう。」とあります。スラグ・メタル等の溶融物の所有権は、貴市から特別目的会社に無償譲渡されるものと考えてよろしいでしょうか。	市は、特別目的会社に対して有償で譲渡します。
8	1	1	(1)	ｶ	(ｴ)	－	事業内容	「厨芥類資源化施設」とありますが、具体的にどのような施設を計画されているのかご教示願います。	前処理施設30t/日、メタン発酵槽13t/日の厨芥類資源化施設を、大磯町に、平成28年度稼動を目標に建設する計画をしております。
9	1	1	(1)	ｶ	(ｴ)	－	事業内容	「汚泥等と発生残渣の焼却処理」とありますが、本件施設までの運搬業務・不適物除去・性状及び発生量に関するリスク等は貴市所掌と理解して宜しいでしょうか。	募集要項公表時に示します。
10	1	1	(1)	ｷ	－	－	事業手法	市は、本件施設を30年間にわたって使用する予定であり、民間事業者は、30年間の使用を前提として設計・施工業務及び運営業務を行うこととする。」とありますが、要求水準書P103では、「運営事業者は、事業期間終了後も継続して5年間に亘り使用することについて支障のない状態であることを確認するために性能機能検査を実施する。」とあります。事業期間終了後の貴市の使用期間の前提はどちらが正しいのでしょうか。	本件施設の使用期間は30年間を前提としていますが、DBO方式として実施する20年間の事業期間終了後の引継条件として、さらに最低5年間は支障なく運転できる状態を保証していただくことを規定しています。
11	1	1	(1)	ｶ	(ｲ)	－	事業内容	「焼却残渣(飛灰・焼却灰又はスラグ)全量の資源化を行う」「焼却灰の全量を溶融スラグ化やセメント原料化などの方法で資源化を行う」とありますが、焼却(飛)灰の資源化をセメント原料化以外の方法でご提案することは可能でしょうか。 又、「全量の資源化の【資源化】とは資源化対象物を資源化業者に引き渡した時点で資源化されたとみなして宜しいでしょうか？ 尚、資源化業者(セメント原料化業者を含み)に関し引取先業者指定や条件があれば､ご教示願います。	前段については、可能です。中段については、御理解のとおりですが、市が利用用途等の確認を行うことを前提とします。後段については、特にありません。
12	3	1	(3)	ｴ	(ｵ)	－	運営事業		
13	2	1	(1)	ｻ	－	－	事業スケジュール	事業スケジュールに基本契約の締結時期が記載されておりませんが、落札者決定後、特別目的会社の設立前に基本契約を締結いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	募集要項公表時に示します。
14	2	1	(1)	ｻ	－	－	事業スケジュール	運営・維持管理契約に係るＳＰＣの業務は、本施設の建設期間中の初期段階においては発生しないものと考えます。そこで、ＳＰＣの設立時期を遅らせることによってＳＰＣの無用な管理コスト削減するために、基本契約の当事者からＳＰＣを除外するとともに、運営・維持管理契約の締結時期を遅らせていただけないでしょうか。	業務開始の準備や設計協議への出席など運営業務開始前でもSPCの業務は発生するため、基本契約の当事者とし、締結時期も原案のとおりとします。
15	2	1	(1)	ｻ	(ｶ)	－	特別目的会社の設立	「優先交渉権者の決定後速やかに」とありますが、仮契約の締結時期までの合理的な期間内に設立を行うものと理解してよろしいでしょうか。	募集要項公表時に示します。
16	3	1	(2)	ｲ	(ｱ)	a	価格審査の実施	「事業期間全体において市が負担する支出(交付金収入を除く)の総額の評価」の交付金収入で、平成21年度環境省概算要求では高効率発電に関する交付率拡充(1/3⇒1/2)が謳われていますが、最終的に適用される交付率の交付金収入を除くと解釈してよろしいでしょうか？	御理解のとおりです。
17	3	1	(2)	ｲ	－	－	選定手順	①価格点および非価格点の配分、②価格点の計算方法、③非価格点の評価項目の内容及び配点は、入札公告時に具体的に明記下さいますようお願い致します。	募集要項公表時に示します。
18	3	1	(3)	－	－	－	民間事業者が実施する業務の範囲	「なお、民間事業者は、事業期間を通じ、市が行う行政手続等に対して協力する。」とありますが、市が行う行政手続等とは具体的に何を想定されているかご教示下さい。	廃棄物処理施設の設置に関する業務、交付金事務、国や県への報告業務等を想定しています。

１．実施方針に関する質問への回答

No.	頁	項目番号						項目名	質問内容	回答
19	3	1	(3)	―	―	―		事前業務	「市が行う行政手続等に対して協力する。」とありますが、本件施設を設置するにあたり、法令上・行政手続上必要のないものは除外されると理解して宜しいでしょうか（新聞広告の掲載等）。	御理解のとおりです。
20	3	1	(3)	ｳ	―	―		設計・施工業務	監理業務は貴市が行うものと理解してよろしいでしょうか。	市は、実施方針1-(4)-ｴに記載のとおり、設計・建設段階において事業実施の監視を行います。
21	3	1	(3)	ｳ	(ｴ)	―		開発許可	本事業については公共性が高い施設の建設工事であり、開発許可は不要と考えます。従って、平塚市まちづくり条例等による開発手続きのみを行うと考えて宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。なお、募集要項公表時に、開発許可に関する記載を削除します。
22	3	1	(3)	ｴ	(ｱ)	―		運営業務	「運営事業者は・・・環境衛生管理業務、環境影響管理業務等を行う。」とありますが、両業務の具体的な内容をご教示願います。	施設運営・管理、持ち込みごみの清掃手数料の徴収、ダイオキシン等の測定等の業務になります。
23	3	1	(3)	ｴ	(ｲ)	―		運営業務	電気事業者との電力供給（受電）の契約主体は貴市であると理解して宜しいでしょうか。	契約主体は運営事業者です。
24	3	1	(3)	ｴ	(ｳ)	―		運営事業	「市が建設を計画している余熱利用施設に蒸気又は温水を供給する。」とあり､施設計画には熱媒体と熱量や運用時間帯、余熱利用施設の運用開始時期が必要とされますが､いつご提示を賜れますでしょうか？	白寿荘と新設する余熱利用施設への熱供給を検討しています。余熱利用施設については現在検討中であり、募集要項公表時に示す等、決定した段階で適宜示します。
25	3	1	(3)	ｴ	(ｳ)	―		運営業務	貴市が計画している余熱利用施設への、蒸気や温水の供給条件を御教示願います。	No.24を御参照ください。
26	3	1	(3)	ｴ	(ｳ)	―		運営業務	本件施設の所内と市が建設を計画している余熱利用施設に蒸気または温水を供給するとありますが，供給先の取り合い点を御教示下さい。また，敷地外に建設予定ならば，取り合い点は最寄の敷地境界点として下さい。	No.24を御参照ください。
27	3	1	(3)	ｴ	(ｴ)	―		運営業務	「運営事業者は、本件施設の見学希望者等については市と連携して適切な対応を行う。」とありますが、見学者の対応については、貴市が行うものであり、運営事業者はこれに協力するものと理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
28	3	1	(3)	ｴ	(ｵ)	―		運営業務	「焼却灰の全量を溶融スラグ化」とは、発生する灰等を全量溶融設備にてスラグ化することであり、それに伴う溶融飛灰については、薬剤処理後、指定性状にすることにより、貴市の最終処分場に持ち込むことは可能と考えて宜しいでしょうか？　もし認めていただける場合は、無償でしょうか？　それとも委託費の減額になるのでしょうか？	実施方針P3の1(3)エ(オ)及び(カ)のとおりとします。
29	3	1	(3)	ｴ	(ｵ)	―		運営業務	「運営事業者は、焼却灰の全量を溶融スラグ化やセメント原料化などの方法で資源化を行う」とありますが、セメント原料化を行う場合、本施設からセメント原料化を行う施設までの焼却灰の運搬業務及びセメント原料化を行う業務を、運営事業者がそれぞれ運搬業者及びセメント原料化業者に委託することは、例外的な措置として廃掃法上の再委託にはあたらないと考えてよろしいでしょうか。また、仮に再委託にあたる場合は、貴市が運営事業者が用意した運搬業者及びセメント原料化業者とそれぞれ契約して頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	No.6を御参照ください。
30	3	1	(3)	ｴ	(ｵ)	―		運営業務	運営事業者は、焼却灰の全量を溶融スラグ化やセメント原料化などの方法で資源化を行い、飛灰の全量を資源化するとある。これらの副生成物は、作った後、その使い道がなくて困っている自治体があると聞くが、本市の事業の場合は、副生成物は事業者が引き取ってくれるのか。事業者が引き取るのであれば、その際の条件はあるか。条件がある場合は、それはどのようなものか。そもそも、焼却によって排出される灰は、市の所有物になるのか、事業者の所有物になるのか。	前段について、本事業では焼却残渣（飛灰・焼却灰又はスラグ）全量の資源化を民間事業者の事業範囲としています。中段について、有効利用することが条件です。後段について、廃掃法上の廃棄物に該当し、市の処理責任があります。
31	4	1	(3)	ｴ	(ｶ)	―		運営事業	「系外で処理する必要のある処理不適物については、市が処分するが、委託費の減額を行うものとし」とありますが、【減額単価】のご提示は、いつ頃賜れますでしょうか？	募集要項公表時に示します。
32	4	1	(4)	ｲ	―	―		環境影響評価の実施	「環境影響予測評価書」をご提示願います。	現在、県条例の環境アセスメントを実施しています。環境影響予測評価書の策定は、平成22年の夏頃になる見込みです。
33	4	1	(4)	ｷ	―	―		市が実施する業務の範囲	「業務委託費を運営期間にわたって」とありますが、運営期間開始前に運営事業者に発生する費用の支払はどのようにお考えか御教示下さい。	運営期間中に業務委託費として支払います。
34	4	1	(3)	ｴ	(ｶ)	―		運営業務	「系外で処理する必要のある処理不適物」とは、何を想定していますか？ストーカ式、ストーカ＋灰溶融方式、ガス化溶融方式（流動床式、シャフト式）の各々において御回答願います。	募集要項公表時に示します。
35	4	1	(3)	ｴ	(ｶ)	―		運営業務	「処理不適切などの」とありますが、「処理不適物」のことと理解してよろしいでしょうか。また、「処理不適物」が何を指すかご教示下さい。	前段については御理解のとおりです。募集要項の公表時に修正します。後段についてはNo.34を御参照ください。

No.	頁	項目番号					項目名	質問内容	回答
36	4	1	(3)	ｵ	―	―	運営業務終了時の引継業務	「ただし、事業期間終了後の市又は市が指定する第三者による業務の引継ぎを可能とするため、建設請負事業者または運営事業者は以下の業務等を行う。」とありますが、「b　市又は市が指定する第三者への引継ぎ業務」、「c 本件施設の維持管理補修計画の立案、市との協議等、必要な協力」及び「d 本件施設の精密機能検査等」について、その具体的内容及び期間等の詳細をご教示下さい。	「b　市又は市が指定する第三者への引継ぎ業務」とは、施設の運転指導等を想定しています。「c 本件施設の維持管理補修計画の立案、市との協議等、必要な協力」とは、技術的なアドバイスを想定しています。「d 本件施設の精密機能検査等」とは、施設が要求水準の性能要件・機能を満足することを確認すための検査を想定しています。期間は、事業期間終了前です。
37	4	1	(3)	ｵ	―	c	運営業務終了時の引継業務	「本件施設の維持管理補修計画の立案」とありますが、事業期間終了後何年間の計画を想定されておられるのでしょうか。	5年間を想定しています。
38	4	1	(4)	ｱ	―	―	用地の準備	事業用地に土壌汚染が発見された場合、その処置は貴市にて行われるとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
39	4	1	(4)	ｲ	―	―	環境影響評価の実施	運営事業者が遵守する義務を負う「環境影響予測評価書」の内容は事前に開示いただきたくお願いします。事前開示できない場合は、評価書への対応につき運営事業者に新たに発生する追加費用は貴市で負担いただきたく存じます。	環境影響予測評価書の策定は、平成22年の夏頃になる見込みです。民間事業者の責任において、来年度提出する予測評価書（案）と県の審査状況等から遵守すべきことを確認し、追加費用がかかる場合は負担をお願いします。
40	4	1	(4)	ｵ	―	―	住民への対応	「市は、周辺住民からの意見や苦情に対する対応を運営事業者と連携して行う。」とあり、また添付資料4：事業に係るリスク分担（案）では、民間事業者が実施する業務に起因する住民対応に係るリスクが民間事業者に、住民対応に伴う計画遅延・仕様アップ・管理強化による操業停止・コスト増大のリスクが貴市に分担されています。住民対応については貴市の責任にて行うものであり、民間事業者は住民の一次的な対応を可能な範囲で行うことにより貴市に協力するものと理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
41	4	1	(4)	ｶ	―	―	施設見学者への対応	「市は、本件施設の見学を希望する者への対応を運営事業者と連携して行う。」とありますが、見学者への対応については貴市が行い、運営事業者はこれに協力するものと理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
42	4	1	(4)	ｷ	―	―	建設費及び運営委託料の支払い	建設費については、施設の引渡（最終年度の出来高は引渡しの翌年度）までに全額支払われるものと理解してよろしいでしょうか。貴市事由による設計変更及び追加工事についても同様との理解でよろしいでしょうか。また、運営委託料については、ごみの処理量に応じて変動する費用と、ごみ処理量にかかわらず固定的に発生する費用ごとに、支払われるものと理解してよろしいでしょうか。	建設費については、引渡のタイミングによります。 運営委託料については、御理解のとおりです。
43	4	1	(4)	ｷ	―	―	建設費及び運営委託料の支払い	運営業務を行うための特別目的会社設立に要する費用や特別目的会社を建設期間中に維持する為の費用は、建設期間中にお支払いいただけるものと理解してよろしいでしょうか。	No. 33を御参照ください。
44	5	2	(2)	ｱ	―	―	応募者の構成	選定されなかった応募グループの構成員が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能でしょうか。	募集要項公表時に示します。
45	6	2	(2)	ｲ	(ｲ)	―	代表企業	参加資格審査申請時点で名簿に登録してあればよいという理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
46	6	2	(2)	ｲ	(ｲ)	―	代表企業	代表企業の長期格付けは、応募者が取得していなければ、応募者の親会社の格付けに順ずると考えて宜しいでしょうか？	原則、代表企業が取得することとしますが、詳細は募集要項に示します。
47	6	2	(2)	ｲ	(ｲ)	―	応募者等の参加資格要件	「平塚市競争入札参加資格者名簿の営業種目の登録があること」とありますが、営業種目　工事「280　清掃施設工事」「細目01　ごみ処理施設」の登録があることと理解して宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
48	6	2	(2)	ｲ	(ｳ)	―	応募者等の参加資格要件	本件施設の設計・施工をＪＶで実施する場合には、ＪＶの構成企業がそれぞれa～gを満たす必要があるのでしょうか。（例えば、機械の設計・施工を実施する企業と建屋の設計・施行を実施する企業とがＪＶを組成する場合、JVを構成する企業両者でa～ｇを満たせばよろしいでしょうか。）	JVを組成する場合、JVを構成する企業者内で満たすことを求めます。
49	6	2	(2)	ｲ	(ｳ)	―	本件施設の設計・施工を行う企業	参加資格審査申請時点で名簿に登録してあればよいという理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
50	6	2	(2)	ｲ	(ｳ)	a～g	本件施設の設計・施工を行う企業	「応募企業、構成員又は協力会社のうち、本件施設の設計・施工を担当する企業は、次の要件をすべて満たすこととする。」とあり、a～gの条件を全て満たすのは現実的ではないと考えられますが、「複数の構成員又は協力会社で要件を全て満たすことも可能」。と解釈してよろしいでしょうか？	No. 48を御参照ください。
51	6	2	(2)	ｲ	(ｳ)	a	応募者等の参加資格要件	「同種類似」の定義をご教示頂けますでしょうか。	本件にて提案する施設と同じ処理方式で、かつ同等の処理規模の施設の設計実績を求めるものです。
52	6	2	(2)	ｲ	(ｳ)	e	応募者等の参加資格要件	平成20年3月31日現在となっておりますが、募集要項の公表スケジュールから考えますと、平成21年3月31日と考えて宜しいでしょうか。	実施方針のとおりとします。
53	6	2	(2)	ｲ	(ｳ)	e	応募者等の参加資格要件	ここでいう納入実績とは、要求水準書（案）P10　1-4-2-1処理方式に記載のある方式であれば宜しいでしょうか。	本件にて提案する施設と同じ処理方式で、かつ同等の処理規模の施設の納入実績を求めるものです。

No.	頁	項目番号					項目名	質問内容	回答
54	7	2	(2)	イ	(ウ)	g	本件施設の設計・施工を行う企業	プラントの施工及び建屋の施工を同一企業が行う場合、管理技術者は兼任出来ると考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
55	7	2	(2)	イ	(エ)	―	応募者等の参加資格要件	「運営業務を担当する企業は、平塚市競争入札参加資格者名簿の営業種目の登録があること」とありますが、営業種目　工事「280　清掃施設工事」「細目01　ごみ処理施設」の登録があることと理解して宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。SPC設立後に登録していただきます。
56	7	2	(3)	ア	―	―	選定委員会の設置	各選定委員が選ばれた根拠は何か。誰の推薦によるものか。委員長の田中勝氏、寺嶋均氏、大江俊昭氏の3人は、それぞれ、ごみ処理全般についてどのような主張を唱えているのか、その主たる論調を示してほしい。また、平塚市は、3人の方の学術的主張のうち、どの部分を市として評価し、委員として任命したのか。	廃棄物関係に精通した先生の中から、市が本事業のコンサルタントと相談し、委員をお願いしました。田中勝氏は低炭素社会、循環型社会実現のためごみ処理広域化、高効率発電等を、寺嶋均氏は施設の安全・安定稼動と耐久性の確保の重要性を提唱しています。いずれも今後のごみ行政を考える上で重要な点であると考えます。大江俊昭氏は廃棄物環境化学等を研究されており、平塚市と交流事業を行っている東海大学から推薦をいただきました。
57	7	2	(3)	イ	(ア)	b	運営費等	「運営費等（業務委託費、その他運営費）」とありますが、その他運営費とは具体的には何を想定されているかにつきご教示下さい。	運営事業者に支払う業務委託費以外に、市が負担することが必要になる費用（灰の外部処理委託費等）を想定しています。
58	7	2	(3)	ウ	(ア)	―	民間事業者の審査及び選定	「市は、資格審査を満たすことが確認された応募者が多数の場合は、必要に応じて第二次審査に進む数者を選定することがある」とありますが、選定する基準につきご教示頂けますでしょうか。	募集要項公表時に示します。
59	7	2	(3)	ウ	―	―	第一次審査	「・・・市は、資格審査を満たすことが確認された応募者が多数の場合は、必要に応じて第2次審査に進む数者を選定することがある。」とありますが、どのような条件で最大で何社までが2次審査へ進むことを想定していますでしょうか？また、応募企業が少ない場合(応募企業が１社や２社になった場合)の取り扱い(中止・再募集など)はどのようになりますでしょうか。	No.58を御参照ください。
60	8	2	(3)	ウ	―	―	第二次審査	予定価格は事前に公表されるのでしょうか。	募集要項公表時に示すことを予定しています。
61	8	2	(3)	ウ	(ウ)	a	形式審査	「形式審査は、応募者から提出された技術提案書及び事業計画書等について、技術提案書が技術的観点から見て市の要求する性能要件を満足するものであること、事業計画書がコストや収益の面から事業としての妥当性を有していること等の確認を行う。」とありますが、コストや収益の面からの妥当性の基準は事業者選定基準に示されるものと理解してよろしいでしょうか。	示しません。
62	8	2	(5)	ア	―	―	特別目的会社の設立	「優先交渉権者決定後速やかに特別目的会社を平塚市内に設立する」とありますが、実際には、仮契約の締結までに設立するとの理解でよろしいでしょうか。また、「平塚市内に設立する。」とありますが、本件施設完成後は、施設内の事業者事務所を会社登記上の所在地としても宜しいでしょうか。	前段については、募集要項公表時に示します。後段については、不可とします。
63	8	2	(5)	ア	―	―	特別目的会社の設立	本店所在地として本件施設の所在地を登記してもよろしいでしょうか。	No.62の後段を御参照ください。
64	10	3	(3)	ア	―	―	設計・施工段階	「また、業務の監視により、設計・施工業務の各業務の実施状況や結果が契約や要求水準書等で定められた条件を満たしていないと判断される場合には、市は建設請負事業者に改善を命令し、当該事業者は必要な措置を講じるものとする。」とありますが、契約や要求水準書等で定められた条件を満たしていない原因が、貴市の指示による場合や建設請負事業者の責めに帰さない事由による場合はこの限りでないと理解してよろしいでしょうか。	原則として御理解のとおりです。
65	10	3	(3)	イ	―	―	運営段階	「・・・必要に応じて本件施設への立ち入りを行う。」とありますが、安全上の問題がございますので、立ち入りの際は事前に事業者へ通知頂けるものと理解して宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
66	10	3	(3)	イ	―	―	運営段階	「また、本件施設の運営業務の監視により、本件施設が運営委託契約で定められた運営状態を満たしていない、又は、運転性能を十分に発揮していないと判断される場合には、市は建設請負事業者に改善を命令し、当該事業者は必要な措置を講じるものとする。」とありますが、運営委託契約で定められた状態の未達や運転性能を発揮できない原因が、貴市の指示による場合や民間事業者の責めに帰さない事由による場合はこの限りでないと理解してよろしいでしょうか。	No.64を御参照ください。
67	10	3	(3)	ウ	―	―	運営期間の終了段階	「・・・本件施設の現状確認を行い、・・・」とありますが、具体的な確認方法をご教示願います。また確認に要する費用は貴市負担と理解して宜しいでしょうか。	募集要項公表時に示します。
68	10	4	(1)	ウ	(エ)	―	高度地区	高さの最高限度31mとなっていますが、その条件を緩和するためには、どのような手続きが必要か御教示願います。また、本手続きにはどの程度の期間で認可されるかについても御教示願います。	市の建築指導課が窓口になります。建築確認の前に申請が必要です。期間は２～３ヶ月程度要します。
69	10	4	(1)	ウ	(エ)	―	高度地区	「第4種高度地区（高さの最高限度31m）」とあります。建屋は高さの最高限度を超過しますが、認められるものと考えてよろしいでしょうか。なお，平成20年9月30日から施行された御市の改正条例では，「公益上必要な建物等で市長が認めたもの」について建築を行う場合は，高さ制限の適用除外となっております。	御理解のとおりです。申請手続は必要になります。

No.	頁	項目番号					項目名	質問内容	回答
70	11	4	(2)	－	－	－	施設規模	年間処理量84,388t/年を処理し、315t/日以下であれば、施設規模の設定は、各社計画によるものと考えて宜しいでしょうか？　また炉数は2炉以上であれば、各社計画によるものと考えて宜しいでしょうか？	御理解のとおりです。
71	11	7	(2)	－	－	－	法制上及び税制上の優遇措置等に関する事項	「・・・優遇措置は現時点ではない。」とありますが、事業期間内に何らかの法制上・税制上の優遇措置が施された場合は、本事業についても適用頂けると理解して宜しいでしょうか。	個別に判断します。
72	12	8	(2)	ｴ	－	－	実施方針の変更	特定事業の選定までに実施方針の内容を見直し、変更することがある、とある。特定事業の選定は、来年2月を予定しているようであるが、来年2月までは、実施方針等の内容を見直し、変更することがあると理解してよいか。	御理解のとおりです。
73	添付資料3	－	－	－	－	－	契約形態	本資料では、「特別目的会社」より「運転・維持管理を行う企業」に運営を委託するスキームとなっておりますが、例えば「特別目的会社」より「ＳＰＣ構成員から成る共同企業体（ＪＶ）」に運営を委託するスキームは認められるのでしょうか。	廃棄物処理法の再委託に該当しない業務の委託は可能です。
74	添付資料3	－	－	－	－	－	契約形態	「その他企業」とあるが、どのようなものを想定しているのか。また、その役割は何か。特定目的会社に出資するとあるが、具体的には、どのような形の出資を想定しているのか。	前段については、本事業のマネジメントを行う企業等を想定していますが、応募者の提案に委ねます。後段については、SPC株式の保有を想定しています。
75	添付資料4	－	－	－	－	－	税制変更	「民間事業者の利益に課せられる税制度の変更､新税の設立に伴うリスクが民間事業者のリスク」とされておりますが、税制度の変更につきましては、民間事業者にはコントロールできない事由であり、運営事業に直接かつ深刻な影響を与えることが想定されます。税制変更に伴う項目は平塚市殿のリスクとして頂きますでしょうか？	原案のとおりとします。
76	添付資料4	－	－	－	－	－	税制変更	民間事業者の利益に課せられる税制度の変更(例：法人税率等の変更)、新税の設立に伴うリスク分担が民間事業者となっておりますが、一般企業は法人税制の変更等による事業収益の悪化を商品価格の見直し等、販売努力が可能ですが、本事業におけるＳＰＣの場合、事業収益悪化に対する拡販戦略等の行動が現実的に困難であることから、法人税等の税制変更リスクについては、貴市にてご負担頂けないでしょうか。	実施方針のとおりとします。
77	添付資料4	－	－	－	－	－	税制変更	「上記以外の税制度の変更、新税の設立に伴うリスク」には、消費税率の変更も含まれると考えて宜しいでしょうか。	市が支払う委託費にかかる消費税については御理解のとおりです。
78	添付資料4	－	－	－	－	－	税制変更	「消費税率の変更」に係るリスクは貴市にてご負担頂けると理解して宜しいでしょうか。	No.77を御参照ください。
79	添付資料4	－	－	－	－	－	税制変更	新税の設立に伴うリスクとは、民間事業者の利益に課せられる新税の設立に伴うリスクは、民間で、それ以外の新税の設立に伴うリスクは市の分担という理解でよろしいでしょうか。	新税の設立に関するリスクは物価変動により調整します。
80	添付資料4	－	－	－	－	－	許認可取得	貴市が取得すべき許認可に係るリスクについては、貴市にてご負担頂けると理解して宜しいでしょうか。	御理解のとおりですが、申請書類の作成等に起因するものは事業者のリスクとします。
81	添付資料4	－	－	－	－	－	住民対応	本施設建設そのものに伴う住民対応については貴市が行い、対応に伴う増加費用についても貴市が負担する、との理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。ただし、民間事業者に帰責性がある場合にはこの限りではありません。
82	添付資料4	－	－	－	－	－	環境保全	事業開始前にすでに事業用地に内在する環境保全リスク（土壌・地下水汚染等）については貴市にてご負担頂けると理解して宜しいでしょうか。また、環境保全リスクが顕在化した場合、本事業の運営に伴うものであることを貴市が証明された場合のみ、民間事業者が当該リスクを負担すると理解して宜しいでしょうか（民間事業者がすでに内在する環境保全リスク由来であることを証明するのは非常に困難と考えます）。	事業開始前に内在するリスクについては御理解のとおりです。環境保全リスクが顕在化した場合は、民間事業者が証明した場合に市が当該リスクを負担することになります。
83	添付資料4	－	－	－	－	－	環境保全	ごみ収集車・搬入車に起因する騒音・悪臭等に関しては貴市負担と理解して宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
84	添付資料4	－	－	－	－	－	環境保全	「民間事業者が実施する業務に起因する有害物質の排出、騒音、振動等の周辺環境の悪化及び法令上の規制基準不適合に関するリスクは民間事業者のリスク」となっています。民間事業者が要求水準書の性能保証事項を満足している場合、当該リスクは免責されるものと考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
85	添付資料4	－	－	－	－	－	物価変動	「一定の範囲内」「一定の範囲を超えた部分」とありますが、「一定の範囲」について御教示願います。	募集要項公表時に示します。
86	添付資料4	－	－	－	－	－	物価変動	物価変動に係る費用増大をリスクのうち一定の範囲内の負担を民間事業者に求めていますが、定量的にご教示願います。	募集要項公表時に示します。
87	添付資料4	－	－	－	－	－	物価変動	DBO方式の本件で民間事業者における資金調達リスクとはどのようなものを想定されておりますでしょうか。	開業費の資金調達や運営段階における運転資金の調達等が想定されます。
88	添付資料4	－	－	－	－	－	金利変動	DBO方式の本件で民間事業者における金利変動リスクとはどのようなものを想定されておりますでしょうか。	開業費の資金調達や運営段階における運転資金の調達等に関する金利変動が想定されます。
89	添付資料4	－	－	－	－	－	不可抗力	例えば、光化学スモッグ警報の発令による施設緊急停止に係る追加費用については、「不可抗力」と解釈され、貴市にてご負担頂けると考えて宜しいでしょうか。	警報が発令された場合は25%焼却量を落とすことになりますので、業者の責任で焼却量の調整を行い対応してください。

No.	頁	項目番号					項目名	質問内容	回答
90	添付資料4	—	—	—	—	—	不可抗力	「天災等」とあるが、天災のほかに、どのようなものを想定しているのか。	戦争、内乱、テロ等を想定します。
91	添付資料4	—	—	—	—	—	測量・調査	土地の瑕疵については、貴市負担との理解でよろしいでしょうか。	原則、市の負担としますが、市が公表する資料、その他事業者側で入手することができる資料などで推測できるものは、事業者の負担とします。
92	添付資料4	—	—	—	—	—	既存施設への影響	既存施設の事由により、民間事業者の事業運営に影響を及ぼした場合は、貴市にてご負担頂けると理解して宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
93	添付資料4	—	—	—	—	—	既存施設への影響	民間事業者側の事由により既存施設の運営に影響を及ぼすリスクとありますが、既存施設の運営とは具体的に何を指すのかご教示願います。	環境事業センターや白寿荘の運営のことです。
94	添付資料4	—	—	—	—	—	試運転・引渡し性能試験	試運転・引渡性能試験に要するごみの供給等のリスクが貴市の負担となっていますが、当該リスクとは、試運転・引渡性能試験に要するごみが供給できない場合、ごみ量・ごみ質が確保できない場合を想定していると理解してよろしいでしょうか。また、その他の状況を想定されている場合には具体的内容につきご教示ください。	事業者が希望するごみ量のごみを供給できない場合を想定しています。
95	添付資料4	—	—	—	—	—	ごみ量・ごみ質	ごみ量・ごみ質が契約で規定した範囲を著しく逸脱した場合とは、具体的にどのような場合か。ごみ量とごみ質について、それぞれできるだけわかりやすく示してほしい。	募集要項公表時に示します。
96	添付資料4	—	—	—	—	—	ごみ量・ごみ質	「搬入する一般廃棄物のごみ量・ごみ質は規定した範囲を著しく逸脱した場合のコスト変動リスクにつきましては平塚市殿のリスク」とされておりますが、【著しく逸脱した場合】のごみ量・ごみ質のレンジにつきましてご提示を願います。	募集要項公表時に示します。
97	添付資料4	—	—	—	—	—	ごみ量・ごみ質	運営段階において、「搬入する一般廃棄物のごみ量・ごみ質が契約で規定した範囲を著しく逸脱した場合のコスト変動リスク」とあります。ごみ質において、「規定した範囲を著しく逸脱」とは「要求水準書（案）P9　1-4-1-4　計画ごみ質」の表1-1に示される低質ごみから高質ごみまでの範囲を逸脱した場合との理解でよろしいでしょうか。	募集要項公表時に示します。
98	添付資料4	—	—	—	—	—	ごみ量・ごみ質	「搬入する一般廃棄物のごみ量・ごみ質が契約で規定した範囲を著しく逸脱した場合のコスト変動リスク」は貴市のリスクと記載されています。 ごみ質については、基準ごみを平均値とし、低質ごみ～高質ごみの範囲を90%信頼区間とする正規分布に従うものと考えてよろしいでしょうか。 ごみ量については、ごみトンあたりの用役単価で清算いただけるものと考えてよろしいでしょうか。また、ごみ量が著しく変動する場合炉の立上げ回数等が変動すること等により、用役単価が変動する場合が考えられます。この場合、変動後の単価で清算いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	募集要項公表時に示します。
99	添付資料4	—	—	—	—	—	性能未達	性能未達に関するリスクについては、施設の仕様及び性能の未達がごみ質や不可抗力等民間事業者の責めに帰さない事由による場合については免責となると理解してよろしいでしょうか。	募集要項公表時に示します。
100	添付資料4	—	—	—	—	—	施設瑕疵	事業期間中における施設瑕疵に係るリスクとは、建設請負事業者が負うべき瑕疵担保責任を指すものと理解してよろしいでしょうか。	おおむね御理解のとおりですが、SPCが更新業務により設置した設備の瑕疵はSPCの責任となります。
101	添付資料4	—	—	—	—	—	運営コスト・運転停止	受入廃棄物に処理不適物が混入していた場合について、民間事業者の善良なる管理者の注意の範囲としては、目視検査を適正に実施することであると理解してよろしいでしょうか。	詳細は募集要項公表時に示します。
102	添付資料4	—	—	—	—	—	運営コスト・運転停止	「受入廃棄物に処理不適物が混入していた場合のコスト増大､運転停止リスク」について､民間事業者における善良なる管理者の注意義務を果たしているとは、運営マニュアル等の規定に基づき適切に業務を遂行していた場合と解釈して宜しいでしょうか。	マニュアルを遵守しているだけでは、善良なる管理者の注意義務を果たしたことの立証としては不十分です。
103	添付資料4	—	—	—	—	—	電力に関するリスク	発電量の減少に起因するものでなければ、当該リスクは貴市にてご負担頂けると理解して宜しいでしょうか。	募集要項公表時に示します。
104	添付資料4	—	—	—	—	—	電力に関するリスク	「電力の供給未達に関するリスク（発電量の減少に起因する場合）は民間事業者のリスク」となっています。ごみ質・ごみ量が契約で規定した範囲を逸脱したことに起因して発電量が減少した場合、当該リスクは免責されるものと考えてよろしいでしょうか。	おおむね御理解のとおりですが、詳細は募集要項公表時に示します。
105	添付資料4	—	—	—	—	—	電力に関するリスク	電力の供給未達に関するリスク（発電量の減少に起因する場合）が民間事業者の負担となっていますが、発電量の減少が、貴市の搬入するごみ量・ごみ質の変動に起因する場合は事業者は免責されると理解してよろしいでしょうか。	No.104を御参照ください。
106	添付資料4	—	—	—	—	—	副生成物に関するリスク	「副生成物（スラグ、メタル）の量及び品質の未達」とあります。副生成物の量に変動がごみ質の規定範囲を逸脱した変動に起因するものである場合、当該リスクは免責されるものと考えてよろしいでしょうか。 例えば灰分について、貴市の焼却残さ発生量から推算しますと、ご提示の5.5%ではなく、10%程度と考えられます。（詳細は「３．要求水準書（案）に関する意見・質問書　質問No.20を参照下さい。）この場合、副生成物である焼却灰発生量の差異は年間約3800ｔ程度となり、セメント原料化の処理単価4万円/tの場合、処理費用の差異は約1.5億円／年、20年間で30億円程度となります。また、溶融処理の場合も、溶融ｴﾈﾙｷﾞｰの増加と飛灰処理薬品費用の増加分で処理費用の差異が年間5千万円/年、20年間で10億円程度となります。この費用を、運営委託契約と別に、追加で毎年お支払い頂けるものという理解でよろしいでしょうか。	募集要項公表時に示します。

No.	頁	項目番号					項目名	質問内容	回答
107	添付資料4	—	—	—	—	—	副生成物に関するリスク	同実施方針のP3（オ）には、焼却灰の全量を溶融スラグ化やセメント原料化などの方法で資源化を行うとある。この一文を見ると、焼却灰は、スラグ化する場合とセメント原料化する場合が想定されているようであるが、添付資料４の「副生成物に関するリスク」では、スラグとメタルしか記載されていない。なぜか。	「スラグ、メタル等」と修正いたします。
108	添付資料4	—	—	—	—	—	施設破損	民間事業者の適切な整備・運営下において不可抗力的に発生した事故、火災は除くと考えて宜しいでしょうか。	不可抗力の場合には、不可抗力の規定によります。
109	添付資料4	—	—	—	—	—	施設破損	「事故・火災等による修復コスト増大リスク」が民間事業者の負担となっていますが、事故・火災等が、ごみ質や不可抗力等、民間事業者の責めに帰さない事由に起因する場合については免責となると理解してよろしいでしょうか。	原則として御理解のとおりです。
110	添付資料4	—	—	—	—	—	解体	解体期間のリスク分担が設定されていますが、これは、し尿処理施設の解体のことを指すと理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
111	添付資料5	1	1.1	(1)	—	—	特別目的会社の設立	運営事業者の本店所在地を本件施設内の運営事業者事務所とすることは可能でしょうか。	No.62の後段を御参照ください。
112	添付資料5	1	1.1	(1)	—	—	特別目的会社の設立	運営事業者の本店所在地を神奈川県平塚市とすることと、ありますが、本件施設の住所を本店所在地としてよろしいでしょうか。	No.62の後段を御参照ください。
113	添付資料5	1	1.1	(4)	—	—	主要な契約条件ー特別目的会社の設立	資本金を一定額以上とありますが、金額をご提示願います。	募集要項公表時に示します。
114	添付資料5	1.2	—	—	—	—	代表企業の保証	「運営事業者による本件施設の不具合により市が被った損害は、運営事業者が賠償するが、代表企業は、当該債務を保証すること。ただし一定の制限を設ける。」とありますが、契約書案が示される前に、現実的に可能な債務保証範囲を提案するなどの必要はありませんでしょうか。	一定の制限については、募集要項公表時に示します。
115	添付資料5	2.2	—	—	—	—	引渡しの遅延	「試運転を含む設計及び施工業務が遅延し、本件施設の引渡しが使用開始予定日より遅延する場合は、建設請負事業者は遅延損害金を支払わなければならない。」とあります。天災や不可抗力による破損等により引渡しが遅延する場合には、この限りではないものと考えてよろしいでしょうか。	不可抗力の場合には、不可抗力の規定によります。
116	添付資料5	3.3	—	—	—	—	本件施設の運営業務	「運営期間において、維持管理が適切に行われないことにより本件施設の性能が停止し、又は停止し、市に損害が発生した場合、運営事業者は市が受けた損害を賠償する。」 とありますが、市殿が維持管理が適切に行われないことを合理的に立証した場合に運営事業者は市が受けた損害を賠償する。と理解しても宜しいでしょうか。	運営事業者が維持管理を適切に行われていたことを合理的に立証した場合に、運営事業者は市が受けた損害賠償責務を負わない、ものとします。
117	添付資料5	3.3	—	—	—	—	本件施設の運営業務	「運営事業者は期間終了後も本件施設が要求水準に示した機能を維持できるよう維持管理計画を策定し､これを実行する」「市は、本件施設の機能を事業期間終了後5年間にわたり維持するための説明を求め、必要に応じ維持管理計画の改訂並びに適切な維持管理を求めることが出来る」とありますが､契約期間を外れており契約上困難な項目にありますので､本項目は適用しないことで宜しいでしょうか。	原案のとおりとします。
118	添付資料5	3.3	—	—	—	—	本件施設の運営業務	第4項に「市は、本件施設の機能を事業期間終了後5年間にわたり維持…」とありますが、5年間の性能保証・機能保証を求めているものではないと理解して宜しいでしょうか（予想外の事象により、施設の機能低下が生じる可能性もあると考えられます）。	事業期間終了後5年間にわたり本施設の機能を維持するために必要となる維持管理計画の改訂、修繕を運営期間において求めるものです。
119	添付資料5	3.3	—	—	—	—	本件施設の運営業務	「運営事業者は、事業期間全般において、また、特に性能保証期間並びに事業期間の前半において、本件施設の瑕疵の発見について努力する。」とありますが、当該条件について運営事業者が具体的に行うべき業務については募集要項等の契約案において明らかにされるものと理解してよろしいでしょうか。	要求水準書において明らかにする予定です。

２． 実施方針に関する意見への回答

No.	頁	項目番号					項目名	質問内容	回答
1	－	－	－	－	－	－	全般	昨今の建設資材価格高騰等の影響から入札参加者の建設費が大幅上昇し、結果として、入札不調が懸念されます。入札の予定価格は、資材価格高騰も御配慮頂いた上で御設定下さいますようお願い致します。	検討いたします。
2	1	1	(1)	ｶ	(ｲ)	－	事業内容	スラグについては、平塚市及び大磯町での公共工事の使用義務付け等のご検討をお願い致します。	焼却残渣（飛灰・焼却灰又はスラグ）全量の資源化について、公共工事に利用する等の計画はありません。
3	3	1	(3)	ｲ	－	－	し尿処理施設の解体・撤去業務	し尿処理施設の解体・撤去業務は、民間事業者の創意工夫により建設・運営する施設ではなく、単なる「解体」であり、創意工夫の余地もなく、VFM創出も期待出来ません。本業務の範囲とされる必然性もなく、別途契約にて単独での実施をお願い致します。	し尿処理施設の解体・撤去業務は、本件施設の施工との関わりが強いと考えられるため、民間事業者が実施する業務の範囲とします。
4	3	1	(3)	ｲ	－	－	し尿処理施設の解体・撤去業務	当該業務の実施にあたり、施設の機械設備及び土木建築建築設備の詳細（アスベスト等有害物質の使用状況、地中埋設物を含むすべて）や汚染状況がわかる図面や調査報告等資料などの詳細な条件提示が必要です。条件のご提示が困難な場合は別途工事としていただくか，解体工事完了時点での実績数量に基づく精算方式を採用すべきかと考えます。また事前提示資料等の不足により工事費が増加した場合はすべて貴市にてご負担いただけるとの理解です。	前段については、募集要項公表時に示します。中段については、No.3を御参照ください。後段については、概ね御理解のとおりですが、資料の不足以外にも、事業者の見積が不適切であった場合は、事業者の負担とします。
5	3	1	(3)	ｳ	(ｴ)	－	設計・施工業務	建設廃材として、既存地下埋設物の詳細提示がないものについては、処理費用等を今回の契約範囲外としていただくことを要望します。	詳細提示されていない大型の地中障害物の除去費用は、市の負担とします。
6	3	1	(3)	ｴ	(ｳ)	－	運営業務	「運営事業者は、市が建設を計画している余熱利用施設に蒸気又は温水を供給する。」とありますが、余熱利用施設建設計画の詳細（時期・施設規模等）を開示いただきたくお願いします。余熱利用をしての売電収入及びRPS証書の販売に係る収入が、運営事業者に帰属することとなっている以上、計画施設への蒸気又は温水の供給は、SPCの長期事業収益性・安定性に大きな影響を与えるため、提案価格に影響いたします。	現在検討中であり、募集要項公表時に、可能な限りの条件を提示いたします。
7	3	1	(3)	ｴ	(ｵ)	－	運営業務	「焼却灰の全量を溶融スラグ化やセメント原料化」とあることから、溶融かセメント化かは,各社提案によるものと読み取れますが、溶融かセメント化かは、09年4月の募集要項の公表時に、事前に選定されることを要望します。理由は添付資料参照願います。	御意見として承ります。
8	3	1	(3)	ｴ	(ｵ)	－	運営業務	「運営事業者は、焼却灰の全量を溶融スラグ化やセメント原料化などの方法で資源化を行なう」とありますが、スラグは貴市発注の公共事業等の仕様書で、再利用することを盛り込んでいただくことを要望します。	焼却残渣（飛灰・焼却灰又はスラグ）全量の資源化について、公共工事に利用する等の計画はありません。
9	4	1	(3)	ｴ	(ｶ)	－	運営業務	ここでいう「処理不適物」とは、搬入された処理対象物内に含まれる「処理不適物」の意でしょうか。仮にそうである場合、搬入される処理対象物の性状は事業者でコントロールできるものではなく、当該不適物の処理に伴い委託費の減額がなされることは、事業者に過分な負担を強いるものであると思慮致します。処理不適物に関するリスクは貴市にてご負担願います。	募集要項公表時に示します。
10	4	1	(3)	ｵ	－	－	運営業務終了時の引継業務	「建設請負業者又は運営事業者は以下の業務等を行う。」とありますが、協力及び実施を要するものとして御提示のあるa～dに建設請負業者が協力及び実施すべき事項は無いと考えます。本事業は建設請負業者の業務範囲外とさせて頂きたいと考えます。	御意見として承ります。
11	4	1	(3)	ｵ	－	－	運営業務終了時の引継業務	図面・資料にはメーカのノウハウに関わる記載がある場合があります。開示にあたっては、民間事業者の指定により、ノウハウに変わる箇所は非公開とさせて下さいますようお願い致します。	原案のとおりとします。新たな運営事業者を公募する場合等において開示することが必要な場合もありえますので、御理解ください。
12	4	1	(3)	ｵ	－	－	運営業務終了時の引継業務	調達にはメーカのノウハウに関るものが多く、調達費の提出は御容赦下さい。	原案のとおりとします。新たな運営事業者を公募する場合等において開示することが必要な場合もありえますので、御理解ください。
13	4	1	(3)	ｵ	－	－	運営業務終了時の引継業務	「ただし、事業期間終了後の市又は市が指定する第三者による業務の引継ぎを可能とするため、建設請負事業者または運営事業者は以下の業務等を行う。」とありますが、「a　本件施設の運転、維持管理及び補修に必要な以下の書類等」として列挙されている「図面、維持管理・補修履歴、トラブル履歴、取扱説明書、調達方法及び財務諸表等」には、建設請負事業者または運営事業者のノウハウ等、公開することにより建設請負事業者は又は運営事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する情報が含まれるため、これらは公開せず、この利用は事業期間終了後の本施設の運営及び維持管理のみに限られることとして頂けますようお願いいたします。	原案のとおりとします。新たな運営事業者を公募する場合等において開示することが必要な場合もありえますので、御理解ください。
14	4	1	(3)	ｵ	－	b	運営業務終了時の引継業務	「第三者への引継ぎ業務」とありますが、引継に関する業務については、引継対象となる第三者に影響される部分が大きく、事業者の裁量のみで対処できうる事項ではありません。適正な引継計画の立案のため、また第三者の業務習得意識の向上を促すためにも引継期間等は予め限定されるべきと思慮致します。 付きましては、引継業務に係る基準（引継時期・期間等）を募集要項等にてお示し願います。	募集要項公表時に示します。
15	4	1	(4)	ｲ	－	－	環境影響評価	運営事業者は、「環境影響予測評価評価書」の内容を遵守することとありますので、「環境影響予測評価評価書」のご提示をお願いします。	現在、県条例の環境アセスメントを実施しています。環境影響予測評価書の策定は平成22年の夏頃の見込みです。

No.	頁	項目番号					項目名	質問内容	回答
16	4	1	(4)	キ	―	―	建設費及び業務委託費の支払い	物価変動に速やかに対応し、建設費及び委託費の変更が行われ、一方が負担することがないような変更規定をお願い致します。	御意見として承ります。
17	5	2	(1)	―	―	―	募集及び選定スケジュール	応募者との対話の時期について、提案までの期間が短くなってしまうので、できるだけ早く行っていただけますようお願いいたします。	御意見として承ります。
18	6	2	(2)	イ	(ウ)	b	本件施設の設計・施工を行う企業	「平塚市競争入札参加資格者名簿に建築コンサルタントの営業種目に登録があり」とありますが，ごみ処理施設建設の建築設計は，品質を確保するための独自のノウハウが必要で，自社設計も含め対応可能な企業が限定されてきます。上記条件を削除していただきたく思います。	御意見として承ります。
19	8	2	(3)	ウ	(ウ)	a	形式審査	事業計画書を先に審査されると、入札価格の高低が、非価格提案の審査に影響を与える可能性があるため、非価格提案書審査後、事業計画の審査を行っていただけるようお願いいたします。	現行のとおりとします。なお、事業計画書の確認が非価格要素の審査に影響を与えないよう配慮します。
20	9	2	(6)	―	―	―	提出図書の取扱い・著作権	提出図書の著作権は応募者にありますので、公開・公表する場合には、必ず応募者の承諾が必要と考えます。	事業者のノウハウ等が含まれている可能性が否定しきれない場合は、事前に第三者照会を実施して公開内容について御確認いただきます。
21	9	2	(6)	―	―	―	提出書類の取扱い・著作権	「市は、必要な範囲において公表等を行うことができるものとする。」とありますが、応募書類には不正競争防止法上保護されるべき、事業者のノウハウ・営業機密等が含まれることから、「事業者と協議・合意の上、公表等を行うことができるものとする。」として頂けないでしょうか。	No.20を御参照ください。
22	9	2	(6)	―	―	―	提出書類の取扱い・著作権	公表及び公開することが出来ると記載ありますが、提案内容につきましては、応募企業のノウハウ等が盛り込まれた成果であり、応募企業の権利・競争上の地位を害する可能性があるもの、及び秘密に該当する内容が含まれております。公表・公開に際しては、協議の上対応いただけるものと理解致します。	No.20を御参照ください。
23	9	2	(6)	―	―	―	提出書類の取扱い・著作権	「応募に係る提出書類の著作権は、応募者に帰属するが、審査結果の公表において必要な場合、市は、必要な範囲において公表等を行うことができるものとする。また、市に提出された資料は、平塚市情報公開条例等の法令に基づき、公開されることがある。」とありますが、公開にあたっては応募者と協議の上、ノウハウなど応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報については平塚市情報公開条例第5条第(2)号に基づき公開しないこととしていただきたくお願いいたします。また、「契約に至らなかった応募者の提出書類については、本事業の目的以外には使用しないが返却はしない。」とありますが、これについても同様の理由から、契約を締結した応募者への開示等がなされないようお願いいたします。	前段については、No.20を御参照ください。 後段については開示しないものとしますが、情報公開条例に基づく公開が必要な場合はこの限りではありません。
24	10	3	(3)	イ	―	―	運営段階	「監視は、運営委託契約で定められた頻度、方法に従って行うものとし、必要に応じて本件施設への立ち入りを行う。」とありますが、当該監視の頻度・方法については、これに対応する運営事業者の見積り前提となりますので、具体的かつ詳細にご提示いただけますようお願いいたします。	募集要項公表時に示します。
25	添付資料4	―	―	―	―	―	税制変更	税制変更は民間の責任ではなく、市のリスクと考えます。	御意見として承ります。
26	添付資料4	―	―	―	―	―	税制変更	民間事業者の利益に課せられる税制度の変更リスクが、民間事業者のみ負担となっておりますが、現状から著しく変更された場合等、事業継続の可否にまで及ぶ（出資者のインセンティブを損なう）税制度の変更も想定されます。双方の負担とし、別途協議いただける等の内容に変更をお願い致します。	御意見として承ります。
27	添付資料4	―	―	―	―	―	環境保全	環境保全リスクについては、民間事業者が実施する業務に起因して通常避けられないものについては民間事業者のコントロールを超えるものであるため貴市にてご負担頂けますようお願いいたします。	実施方針のとおりとします。
28	添付資料4	―	―	―	―	―	物価変動	「一定の範囲」とありますが、今後募集要綱等で具体的に示していただけないでしょうか。	募集要項公表時に示します。
29	添付資料4	―	―	―	―	―	物価変動	物価変動に係る費用増大リスクについて、一定の範囲内において事業者の分担となっておりますが、近年みられる燃料・資材価格の変動の大きさは、事業者側でとれるリスクとしては困難なものになっており、貴市の今後の提示内容によっては、当該変動リスクを担保するために提案価格を押し上げざるを得ないケースもあるかと思料いたします。事業者の負担範囲、物価上昇による委託料は各事業年度ごとにその時点での用役資材価格が反映されるようお願い致します。	御意見として承ります。
30	添付資料4	―	―	―	―	―	電力に関するリスク	電力の供給未達に関するリスク（発電量の減少に起因する場合）分担が民間事業者となっておりますが、廃棄物発電施設の発電量はごみの量及び質(入熱量)により変動します。実際の契約に際しては、入熱量による電力供給量の補正等を検討して頂けないでしょうか。	御意見として承ります。
31	添付資料4	―	―	―	―	―	副生成物に関するリスク	「副生成物の処理、有効利用に関するコスト増大リスク」が民間事業負担となっておりますが、事業期間内における社会情勢の変化は民間事業者がコントロールできるものではなく、民間事業者に過分のリスク負担を強いるものであり、場合によっては適正な事業運営に悪影響を及ぼすものであると思慮致します。付きましては、当該リスクは貴市にてご負担頂えませんでしょうか。	実施方針のとおりとしますが、社会情勢の著しい変化があった場合は、対応について協議を行います。

No.	頁	項目番号					項目名	質問内容	回答
32	添付資料4	―	―	―	―	―	副生成物に関するリスク	「副生成物の処理、有効利用に関するコスト増大のリスクは民間事業者のリスク」となっています。副生成物のうち焼却灰等のセメント原料化等の処理単価、セメント原料化企業の当該事業撤退や倒産等は民間事業者のコントロール可能なリスクではないと思料します。このため、処理単価の変動が一定の範囲を超える場合には、物価変動リスクとして貴市のリスク分担とされることが適当と考えます。	No.31を御参照ください。
33	添付資料4	―	―	―	―	―	副生成物に関するリスク	副生成物に関するリスクが民間事業者側となっておりますが、量及び品質は入り口のごみに由来するものであります。量及び品質の未達の原因がごみ量・ごみ質に由来する場合は、ごみ量・ごみ質のリスク分担により自治体側の負担となるものと考えます。	実施方針のとおりとします。
34	添付資料4	―	―	―	―	―	施設破損	ごみピット火災などは、搬入する処理対象物に起因し、民間事業者の善良なる管理者の注意義務をもっても排除できない可能性があります。本項目は、火災・事故の原因にもよりますので、民のみではなく、官にてもリスク分担するように変更頂きたくお願い致します。	民間事業者に責任がないことを民間事業者が立証された場合は、市の負担とします。
35	添付資料4	―	―	―	―	―	施設破損	火災による被害修復は、施設所有者である貴市が加入する保険等で対応して頂くものと考えますが如何でしょうか。	市は建物総合損害共済に加入をしますが、当該リスクへの対応にかかる費用は、民間事業者の負担です。
36	添付資料4	―	―	―	―	―	施設破損	DBO方式の本件では、引渡後の施設損傷リスクは、貴市が負担すべきものと思料致します。事業者の帰責による場合を除き貴市負担として頂きたくお願い致します。	No.34を御参照ください。
37	添付資料5	1	1.1	(4)	―	―	添付資料5 主要な契約条件	資本金については、健全なSPC経営を前提とし、任意設定としていただきたくお願い致します。	募集要項公表時に,最低金額は示す予定です。
38	添付資料5	1	1.1	(5)	―	―	添付資料5 主要な契約条件	監査役並びに会計監査人の設置とありますが、健全なSPCの運営、構成員の支援を前提として事業を実施するものであり、大会社を設立しない場合は過剰な機関設計と見受けられます。先例事例でも機関設計は任意としている事例も多く、大会社としない場合の機関設計は任意としていただきたくお願い致します。	実施方針のとおりとします。
39	添付資料5	2	2.5	―	―	―	事前準備	事前準備として、試運転及び引渡性能試験において、運営事業者が建設請負事業者から受託して行う。とあります。要求水準書(案)P27　4-2-2試運転　にも、試運転に係る業務は運営事業者に委託して行うとあります。 一方で、要求水準書(案)　P34　4-3-4　教育訓練には、事前に教育訓練を行うこととあり、P94　には、運転作業員は試運転時に運転方法についての適切な指導を受けることとあります。 試運転業務を、教育期間中である運営事業者に全面的に委託するのは現実的ではありません。 要旨は、試運転期間は教育期間でもあり、運営事業者の配置予定運転員を習熟させ、事業開始に備えることであると考えます。従いまして、建設請負業者は運営事業者と協力し、運転事業者の運転員の習熟レベルに合わせて適宜運転範囲を拡大する等の工夫により試運転業務を実施することと理解致します。	御意見として承ります。
40	添付資料5	3	3.1	―	―	―	契約保証金	運営時の契約保証金について、平塚市契約規則、契約保証金9条2.(5)にうたわれているように、「公共工事の前払金保証事業に関する法律第5条の規定に基づき、登録を受けた保証事業会社の保証」を担保に差し入れることを認めていただけるようお願いいたします。	平塚市契約規則にあるとおりです。
41	添付資料5	1	3.1	―	―	―	契約保証金	1.2代表企業の保証に「運営運営事業者による本施設の運営の不具合により市が被った損害は、運営事業者が賠償するが、代表企業は、当該債務を保証すること。」とありますが、3.1契約保証金により、その損害は担保されるものと考えられますので、いずれか一方の保証として頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
42	添付資料5	1	3.1	―	―	―	契約保証金	運営事業者は契約保証金又はこれに代わる担保を市に差入れることとされておりますが、代表企業の保証と重複しております。いずれか一方として頂きたくお願い致します。	No.41を御参照ください。
43	添付資料5	1	3.2	―	―	―	違約金	年間業務委託費の10分の1以下等としていただきたくお願い致します。	御意見として承ります。

３．事業コンセプト書に関する質問への回答

No.	頁	項目番号					項目名	質問内容	回答
1	1	1	－	－	－	－	本事業の位置づけ	「環境負荷の少ない暮らし方の定着」をテーマにしているが、現在の市のごみ処理方針はその方向を目指していない。市民のごみ処理に対する意識・方法を是認したままである。市として、市民に対し「環境負荷の少ない暮らし方」として、どのような方向を示しているか。	減量化については平成9年度の総排出量に対し平成22年度は5%削減を目標とし、資源化については平成30年度までに34%を目標とし、最終処分量については平成9年度に対し平成30年度には概ね1/5とすることを目標としています。
2	1	2	－	－	－	－	本事業実施の経緯・背景	現在稼働中の焼却施設は老朽化が進んでいるとしているが、その具体的な根拠は何か。	平成17年3月に実施した精密機能検査から判断しています。
3	2	3	(1)	－	－	－	安心・安全な処理体制の確保	本事業は20年間のPFIとあるが、どのようにPFIと決定したかの経緯はどうであったか？議会と市民に提示して欲しい。	平成19年度にPFIの導入に関する可能性調査を実施し、その結果をもとに本年3月に庁内で導入が決定しております。
4	2	3	(3)	－	－	－	焼却残渣の有効利用・最終処分量の低減	「本事業では焼却残渣のより有効な利用方法も含めて資源化方法を検討します」とありますが、現時点での検討内容を御教示願います。	実施方針1-(3)-ｴ-(ｵ)に記載のとおり、溶融スラグ化やセメント原料化による有効利用を検討しています。
5	2	3	(3)	－	－	－	焼却残渣の有効利用	焼却残渣を再利用実現について。市場への供給ルートが確保されても、需要を満たされない場合の保管を含めた費用は誰がどのように負担するのですか。	実施方針1-(3)-ｴ-(ｵ)に記載のとおり、焼却灰や飛灰の全量資源化を民間事業者の運営業務としているところです。
6	2	3	(3)	－	－	－	焼却残渣の有効利用・最終処分量の低減	焼却残渣の資源化方法としては、溶融スラグ化、セメント原料化などが考えられるとしているが、それらの安全性はどのようにして保障されるか。	要求水準書に示す関係法令等に基づき、資源化を行います。
7	3	3	(5)	－	－	－	効率性の確保	「事業の信頼性と効率性が期待できるPFI手法」としているが、DBOでは施設の管理・運営が市行政の手から離れ、行政としてのかんとくがゆきとどかず、結果として行政の市民に対する責任を果たすことができないのではないか。	市は委託者としての管理責任を果たすため、民間事業者の履行状況を監視し、問題があればそれを是正する責任があります。
8	3	3	(6)	－	－	－	周辺環境・周辺地域への配慮	要求水準書(案)に煙突からの白煙防止対策の記載がありません。白煙防止設備はエネルギーロスとなる一方、住民対策であることから、その要否はメーカ側で判断できません。「西側は住宅系の地域」とありますが、白煙防止設備は設置しないこととして宜しいでしょうか。なお、設置する場合は温度と湿度の条件をご提示願います。	御理解のとおりです。

４．事業コンセプト書に関する意見への回答

４．事業コンセプト書に関する意見への回答

No.	頁	項目番号					項目名	質問内容	回答
1	1	2	―	―	―	―	本事業実施の経緯・背景	厨芥類、紙類等のバイオマスをエネルギー変換するとしているが、これらは「環境負荷の少ない暮らし方」を求めるとすれば、厨芥類は堆肥化し紙類は資源として再生すべものであって、エネルギー変換の原料とするのはおかしい	厨芥類の全てを堆肥化することは、受け入れ先の確保や循環型社会実現への貢献という観点からすると、非常に困難です。本件では焼却後の生成物の最大限の資源化を目指すこととしています。
2	3	3	(4)	―	―	―	環境教育への貢献	本項における環境教育のメニューとして、「本事業施設の見学」「情報取得」「環境関連図書等の閲覧や貸し出し」「各種イベントの開催」「学校教育との連携」等があげられていますが、SPCとしてすべてのメニューに主体的に取り組むには、人員面や経済面から無理があると考えます。事業者が主体的に行う環境教育メニューについては御提案とさせていただけるようお願いいたします。	平成21年6月～7月に予定している「応募者との対話」の際に、御提案ください。
3	3	3	(5)	―	―	―	効率性の確保	焼却残渣がどこにどれだけ活用されたかを、末端まで確認できるとレーサビリティを確保して欲しい。現代の科学では予測できないものが、後に公害となる過去の教訓を忘れずにキチンと追跡できる体制を望む。	焼却残渣の有効利用については、その適正な実施を確認します。
4	3	3	(6)	―	―	―	周辺環境・周辺地域への配慮	焼却施設からの余熱を有効利用するために、温浴施設、温水プール等の余熱利用を施設への熱供給について検討します。とありますが、売電収入は運営事業者の収入としてよいなど矛盾があります。事前に詳細な計画内容や設置・運営条件の提示願います。計画や条件の事前提示がない場合、本件対応による追加費用はすべて貴市の負担との理解です。	募集要項公表時に示します。
5	3	3	(6)	―	―	―	周辺環境・周辺地域への配慮	温浴施設、温水プール等の余熱利用施設への熱供給の有無は、事業者の熱収支に影響を与え、発電計画、売電計画も条件により変化することとなり、事業収入の下ぶれへとつながります。SPCの安定性を確実に担保できる事業計画を立てるためにも、熱供給条件（蒸気利用条件？）を明確に御提示いただけますようお願いいたします。	No.4を御参照ください。

５．要求水準書（案）に関する質問への回答

5. 要求水準書に関する質問への回答

No.	頁	項目番号					項目名	質問内容	回答
1	3	1	2	3	1	(1)	本施設の設計・施工業務	「建設請負事業者は、市が実施した生活環境影響調査に基づき焼却施設の設計・施工業務を行うものとする。」とありますが、生活環境影響調査はいつごろ策定され、公表されますでしょうか。	県の審査会の答申を受けて、予測評価書を作成し、縦覧が終わらないと事業着手できません。時期は審査状況にもよりますが、平成22年の夏頃になる見込みです。なお、募集要項公表時に、「生活環境影響調査」を「環境影響調査」に修正します。
2	3	1	2	3	1	(1)	本施設の設計・施工業務	「開発許可申請・計画通知等の手続に対する協力及び書類整備等」とありますが，開発許可申請はすでに開発済の敷地であることや，「政令で定められた公益上必要な建築物の建築の用に供する目的」にあたるため，不要と考えられますがいかがでしょうか。	御理解のとおりです。募集要項公表時に修正します。
3	3	1	2	3	1	(1)	本施設の設計・施工業務	「また、建設請負事業者は、施工に当たって平塚市内に本社所在地を有する地元企業が対応可能な工事については、市内業者の活用に配慮すること。」とあります。品質、価格、技能等に優れる場合は地元企業へ発注するという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
4	3	1	2	3	2	(1)	運営マニュアルの更新・維持管理補修計画の作成	「運転マニュアル」と記載されている箇所がありますが、「運営マニュアル」と同義と理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。募集要項公表時に修正し「運営マニュアル」に統一します。
5	4	1	2	3	2	(2)	処理対象物の受入れ	「排除した処理不適物は専用の設備に貯留するものとする」とありますが、専用設備の仕様について御教示願います。	処理不適物の確認は市が行いますが、専用設備の整備及び搬出は本事業の事業範囲とします。専用設備の仕様については応募者の提案に委ねます。なお、現状の処理不適物の種類、量、搬出先は募集要項公表時に示します。
6	4	1	2	3	2	(2)	処理対象物の受入れ	し尿処理施設・厨芥類資源化施設・リサイクル施設等から搬入される汚泥・残渣等についても、貴市の責任において運営事業者の指定する受入場所まで搬入されると理解して宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
7	4	1	2	3	2	(3)	処理対象物の適正処理	「飛灰とは・・・」とありますが、P1の用語の定義にあるものと同義と理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
8	4	1	2	3	2	(5)	副生成物の貯留及び処理	「・・運営事業者が有効利用を図るものとする。運営事業者は・・の全量を資源化すること。」とありますが、御市殿もご協力いただけると考えて宜しいですか。	焼却灰や副生成物は、運営事業者の責任において全量資源化してください。
9	4	1	2	3	2	(5)	副生成物の貯留及び処理	「運営事業者は飛灰の全量を資源化すること」とありますが、飛灰は貴市の最終処分場や、民間の最終処分場で埋め立てることは認められないのでしょうか？　飛灰の資源化については、何が資源化で、何が資源化でないのか、資源化の基準について御教示願います。	前段について飛灰を直接最終処分場へ埋め立てることは認めません。後段については資源化業者に持ち込んで有効利用されることなどを想定しています。
10	4	1	2	3	2	(5)	副生成物の貯留及び処理	「（省略）また、処理に伴って焼却施設から発生するメタル、スラグ等については、運営事業者が有効利用を図るものとする。」とあります。スラグ・メタルについては、所有権を貴市から運営事業者に無償譲渡して頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	市は、特別目的会社に対して有償で譲渡します。
11	4	1	2	3	2	(5)	副生成物の貯留及び処理	「飛灰」については、P1の用語の定義にあるものと同義と理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
12	4	1	2	3	2	(5)	副生成物の貯留及び処理	「（省略）運営事業者は、集じん器、ボイラ及びその他排ガス処理系統に付着・堆積した灰（以下「飛灰」という。）の全量を資源化すること。」とあります。ストーカ式焼却炉等で発生する焼却灰も全量資源化するという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
13	4	1	2	3	2	(5)	副生成物の貯留及び処理	・処理に伴って焼却施設から発生するメタル、スラグ等については、運営事業者が有効利用を図るものとする。 ・運営事業者は、集じん器,ボイラ及び・・・灰の全量を資源化すること。 　メタル・スラグを有効利用を求められるが、具体的にはどのようなことが考えられるか。この処理は、市の負担にはならないか？	メタルについては金属回収が、スラグについては土木資材としての利用が、飛灰については山元還元による金属回収が考えられます。これら有効利用は運営事業者が実施しますが、逆有償となる場合には、市が、市の負担で処分します。
14	4	1	2	3	2	(5)	副生成物の貯留及び処理	飛灰は全量を資源化するとあるが、この売却担当は運営事業者かあるいは市か。他市の例では、資源化はうまく進んでいないようだが、今回のこの計画ではどのような方法で利用が検討されるか。 この要求水準書には具体的な方策が記載されないようだが、もしこの利用が進まないと、敷地内に保管するのか、あるいは遠藤原での処理なのか。	飛灰については山元還元による金属回収が考えられます。有効利用が進まない場合に遠藤原最終処分場で処分することになります。
15	4	1	2	3	2	(6)	その他運営業務	運営業務における、「環境影響管理業務」とは、具体的にどのような業務を示すのか御教示願います。	ダイオキシン等の測定等の業務になります。
16	5	1	2	3	3	(1)	施設見学者対応への協力	詳細は別途資料とありますが，別途資料につきご回示頂きたくお願い致します。	募集要項公表時に示します。
17	5	1	2	3	3	(1)	施設見学者対応への協力	「別途資料」については募集要項等の公表時に明らかにされるものと理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

No.	頁	項目番号					項目名	質問内容	回答
18	5	1	2	3	3	(2)	事業期間満了時の取り扱いについての協議	「・・・事業期間終了時において引き続き5年間は、大規模な設備の補修及び更新を行うことなく・・・」とりますが、ここでいう「大規模な設備の補修」の定義をご提示願います。（例えば、過熱器、ストーカ、ろ布、触媒等の交換等。）	事業期間終了後に、設備の補修費が嵩まぬよう30年間のライフサイクルを想定して補修・更新計画を策定ください。
19	5	1	2	3	3	(2)	事業期間満了時の取り扱いについての協議	「この結果において・・・運営事業者の維持管理等に起因する性能未達が指摘された場合には、改修等必要な対応を行うこと。」とありますが、「運営事業者の維持管理等に起因する性能未達」であるかどうかの判断については、貴市と運営事業者の協議により行うと考えてよろしいでしょうか。	原則、御理解のとおりですが協議が整わない場合は、市が判断します。
20	5	1	2	4	1	(2)	環境影響調査の実施	「なお、民間事業者は、市が策定した「環境影響調査」の内容を遵守するものとする。」とありますが、実施方針にある「環境影響予測評価書」との違いにつきご教示下さい。	同様のものです。募集要項公表時に修正します。
21	6	1	2	4	2	(4)	住民対応	「市は、焼却施設の建設期間における周辺住民からの意見や苦情に対する対応を民間事業者と連携して行う。」とありますが、周辺住民からの意見や苦情への対応は、貴市が主体となって行い、民間事業者はそれに協力するものと考えてよろしいでしょうか。	連携して行います。
22	6	1	2	4	2, 3	—	住民・施設見学者への対応	「運営事業者と連携・協力して行う」とございますが、あくまでも主導は市側と言う解釈で宜しいでしょうか。	No. 21を御参照ください。
23	6	1	2	4	3	(2)	処理不適物の搬出及び処分	「・・・適時搬出し、市の責任により処理及び処分・・・」とありますが、処理不適物の搬出車輌への積込業務についても貴市所掌と理解して宜しいでしょうか。	処理不適物の積み込み、搬出業務は本事業の事業範囲とします。なお、処理不適物の業務範囲の記載については、募集要項公表時に修正します。
24	6	1	2	4	3	(3)	焼却事業の実施状況の監視	「市は、焼却事業の実施状況の監視を行う。」とありますが、監視の頻度及び方法等については、民間事業者の見積り前提となりますので、募集要項において具体的な詳細をご提示頂けますようお願い致します。	募集要項公表時に示します。
25	7	1	3	1	(2)	—	建設場所と敷地面積	別途資料をご提示願います。また、現状施設の車両動線図があればご提示願います。	募集要項公表時に示します。
26	7	1	3	2	—	—	地形・地質	別途資料をご提示願います。	募集要項公表時に示します。
27	7	1	3	2	—	—	地形・地質	「同調査の結果、資料に示すものとは異なる地形・地質条件等が確認された場合は、市と対応方法を協議するものとする。」とありますが、「資料に示すものとは異なる地形・地質条件」の中には、地中埋設物の他、土壌汚染も含まれるものと考えてよろしいでしょうか。また、対応方法の協議の内容には、対策費用及び工期の延長についても含まれるものと考えてよろしいでしょうか。	前段、後段とも御理解のとおりです。
28	7	1	3	2	—	—	地形・地質	「建設請負事業者は・・・。同調査の結果，資料に示すものとは異なる地形・地質条件等が確認された場合は，市と対応方法を協議するものとする。」とありますが，この協議は技術的な対応方法に関する協議であり，費用負担・工期遅延リスクについては御市にあるものと考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
29	7	1	3	3	(4)	—	都市計画制限等	「高度地区について：第4種高度地区（高さの最高限度31m）」とありますが、煙突と工場棟を一体で計画した場合、煙突を含めて31m以下とする必要があるでしょうか。もしくは御市の高さ制限の緩和規定に記載の45m以下として計画して宜しいでしょうか。	公益上必要なものという適用除外に該当します。ただし、申請手続きは必要となります。また、建物と煙突の高さについてはアセスの予測評価実施計画書に記載しております。
30	7	1	3	3	(4)	—	高度地区	「高さの最高限度31m」とありますが、基準点（0mとなる点）は1FLと考えてよろしいでしょうか。	高さの基準は、建築基準法に示す隣接道路を考慮した建設地の平均的な地盤高です。
31	8	1	3	4	—	—	ユーティリティ条件	ユーティリティの接続に必要な費用の算出のため、取り合い点を明示いただきたくお願いいたします。未定の場合は、募集要項にご提示いただきたくお願いいたします。	募集要項公表時に示します。
32	8	1	3	4	1	—	電気	電力会社との取り合いを行なう構内第一柱の位置をご教示願います。 また、電力会社への負担金の支払いは、御市にて行なわれると判断して宜しいでしょうか。	前段について、募集要項公表時に示します。後段について、電力会社への負担金の支払いは、建設請負事業者が行います。
33	8	1	3	4	4	—	ガス	別途資料をご提示願います。	募集要項公表時に示します。
34	8	1	4	1	1	(2)	処理対象物	直接搬入ごみの年間台数実績をご教示下さい。	平塚市の平成19年度実績では市収集ごみ、破砕ごみ、公共ごみ、自家持込ごみ合わせてせて62, 859台となっております。大磯町の平成19年度実績で委託収集、臨時持込、特定業者搬入合わせて9, 696台となっています。
35	9	1	4	1	2	—	処理不適物	「一般廃棄物処理実施計画を基に処理することが困難又は不適当と考えられるもの」とありますが、一般廃棄物処理実施計画は適切な時期に一般的に入手可能なものでしょうか。	一般廃棄物処理実施計画は一般廃棄物処理基本計画の誤りです。募集要項公表時に修正いたします。一般廃棄物処理基本計画は概ね5年ごとに見直しており、閲覧等が可能です。

No.	頁	項目番号					項目名	質問内容	回答
36	9	1	4	1	3	－	計画処理量	「1-4-1-5の前処理残さと厨芥残さ、し渣と脱水汚泥」「1-4-1-6の破砕処理場残渣とリサプラ残渣」は、「年間処理量：84,388t/年」の内数と考えて宜しいでしょうか。「年間処理量：84,388t/年」の計画年次をご教示願います。	年間処理量は施設稼動後の焼却対象量が最大となる、平成26年度から算出したものです。し渣、脱水汚泥は含んでおりますが、前処理残渣と厨芥残渣は施設稼動前のため含んでおりません。厨芥類資源化施設稼動後は年間処理量は84,388ｔ/年より少ない数字を予測しています。
37	9	1	4	1	3	－	計画処理量	年間処理量：84,388t/年には、厨芥残渣及びし渣、脱水汚泥等が含まれているものと考えて宜しいでしょうか。	No.36を御参照ください。
38	9	1	4	1	3	－	計画処理量	ご提示される年間処理量：84,388t/年には、「1-4-1-2　処理不適物」に例示される処理不適物は含まれていないと考えてよろしいでしょうか。	含まれておりません。
39	9	1	4	1	3	－	計画処理量	年間処理量について、月別の搬入計画をご提示願います。	平成19年度の月別搬入量は、募集要項公表時に示します。
40	9	1	4	1	4	－	計画ごみ質	低位発熱量は、基準ごみ1,900kcal/kg、高質ごみ2,900kcal/kgと開きがあります。現状と将来見込みのごみ質データをご提示願います。	提示可能なごみ質データは、募集要項公表時に示します。
41	9	1	4	1	4	－	計画ごみ質	提示されたごみ質には、厨芥残渣及びし渣、脱水汚泥等が含まれているものと考えて宜しいでしょうか。	し渣は含みます。厨芥残渣と脱水汚泥は含みません。
42	9	1	4	1	4	－	計画ごみ質	各ごみ質毎の可燃分元素組成をご教示願います。	提示可能な組成は、募集要項公表時に示します。
43	9	1	4	1	4	－	計画ごみ質	各ごみ質毎の金属類含有率をご教示願います。	市では質問に該当するデータは把握していません。
44	9	1	4	1	4	－	計画ごみ質	提示された計画ごみ質には、P10に記載の「し渣、脱水汚泥」、「前処理残渣」、「厨芥残渣」、「破砕処理場残渣」、「リサプラ残渣」も含まれるとの解釈でよろしいでしょうか。含まれない場合、それぞれのごみ質（三成分、可燃分組成、低位発熱量、見かけ比重）をご教示願います。	平塚市の現施設のデータとなりますので、平塚市分の「し渣」、「破砕処理残渣」、「リサプラ残渣」が含まれております。
45	9	1	4	1	4	－	計画ごみ質	「表1-1　計画ごみ質」に示されているごみ質は、「1-4-1-1 処理対象物」に示されるごみのごみ質であり、「1-4-1-5　厨芥残さ及びし渣、脱水汚泥」及び「1-4-1-6 破砕等残渣」は含まれないものと考えてよろしいでしょうか。含まれない場合、厨芥残さ、し渣、脱水汚泥、破砕等残渣、それぞれのごみ質を御教示下さい。	し渣、破砕等残渣は含みます。脱水汚泥は含みません。厨芥残渣は施設稼動が平成28年度予定となるためデータはありません。
46	9	1	4	1	5	－	厨芥残さ及びし渣、脱水汚泥の処理	「前処理残渣」と「厨芥残渣」の物性（3成分、低位発熱量、元素組成、金属混入割合、大きさ等）と受入方法をご提示願います。また、これらを計画最大量受け入れた場合も、1-4-1-4計画ごみ質の範囲と考えて宜しいでしょうか。	搬入ごみ毎の物性調査は行っていません。受入方法は運営事業者の提案としますが、現況の流動床炉では前処理残渣のうち粗大ごみ破砕場からはび戸に直接投入、布団たたみは裁断機による粉砕、脱水汚泥はスネークポンプに管内圧送で炉に直接投入しています。なお計画ごみ質は範囲内と想定しています。
47	9	1	4	1	5	－	厨芥残さ及びし渣、脱水汚泥の処理	し尿汚泥、し渣の受入方法は各社計画によるものと考えて宜しいでしょうか。	募集要項公表時に示します。
48	9	1	4	1	5	－	厨芥残さ及びし渣、脱水汚泥の処理	処理量が(t/日）となっていることから、搬入は毎日されてくるものと考えて宜しいでしょうか？　また搬入車両の形状・容量等について、御教示願います。	搬入は、双方の施設が運転している日に限定されます。搬入車両については決まっておりません。
49	9	1	4	1	5	－	厨芥残渣及びし渣、脱水汚泥の処理	「厨芥類資源化施設」とありますが、本施設と当該施設へ搬入される対象処理物の区分はどのようにお考えでしょうか（厨芥が多いと予想される家庭ごみは全て「厨芥類資源化施設」へ搬入する　等）。	施設に搬入する可燃ごみの量を20t/日（大磯町のごみ焼却相当分）とします。主に大磯町の可燃ごみと平塚市の一部区域の可燃ごみを対象として考えています。対象品目は市町で統一しますが、本事業のためにゴミの分別方法の変更は想定しておりません。
50	9	1	4	1	5	－	厨芥残渣及びし渣、脱水汚泥の処理	「し渣、脱水汚泥」、「前処理残渣」及び「厨芥残渣」の搬入時間帯・曜日等をご教示願います。	計画中の施設につき、搬入の条件提示に対する対応は事業者と協議し決定します。
51	9	1	4	1	5	－	厨芥残渣及びし渣、脱水汚泥の処理	平成28年度からの大磯町の資源化施設の稼動によりごみ質が変わりますが、ごみ質の変更による委託料の改定もしくは、当該ごみ独自の委託料の設定が行われるとの理解でよろしいでしょうか。	資源化施設の稼動によるごみ量やごみ質の変動の影響は軽微なものと考えており、特に見直しを行うことは考えていません。詳細は募集要項に示します。
52	9	1	4	1	6	－	破砕等残渣の処理	「破砕処理場残渣」と「リサプラ残渣」の物性（3成分、低位発熱量、元素組成、金属混入割合、大きさ等）と受入方法をご提示願います。また、これらを計画最大量受け入れた場合も、1-4-1-4計画ごみ質の範囲と考えて宜しいでしょうか。	搬入ごみ毎の物性調査は行っていません。受入方法は運営事業者の提案とします。なお計画ごみ質は範囲内と想定しています。
53	9	1	4	1	6	－	破砕等残渣の処理	処理量が(t/日）となっていることから、搬入は毎日されてくるものと考えてよろしいでしょうか？　また搬入車両の形状・容量等について、御教示願います。	現在は、破砕残渣搬入は10トン車で毎日3回程度です。リサプラ残渣は10トン車で月1回程度です。

No.	頁	項目番号					項目名	質問内容	回答
54	10	1	4	1	5	―	厨芥残さ及びし渣、脱水汚泥	「し渣、脱水汚泥」、「前処理残渣」及び「厨芥残渣」の年間処理量をご教示願います。	P10に記載してあるとおりです。
55	10	1	4	1	5	―	厨芥残さ及びし渣、脱水汚泥	「し渣、脱水汚泥」、「前処理残渣」及び「厨芥残渣」の平成30年度以降の量（日量及び年間処理量）についてご教示願います。	平成30年度以降につきましては出しておりません。
56	10	1	4	1	5	―	厨芥残さ及びし渣、脱水汚泥	「し渣、脱水汚泥」、「前処理残渣」及び「厨芥残渣」は、トラック等の搬入車両により本施設のごみピットへ直接投入するものと考えてよろしいでしょうか。	収集可燃ごみ等と汚泥を適切に混合均一する等、安定燃焼が図られるようご検討ください。また、し渣、脱水汚泥、厨芥残渣をごみピットへ直接投入することは考えていません。
57	10	1	4	1	6	―	破砕等残渣の処理	「破砕処理場残渣」、「リサプラ残渣」の搬入時間帯・曜日等をご教示願います。	現状について、破砕残渣の搬入は月～金曜日、9:00～16:30です。リサプラ残渣の搬入は月1回です。
58	10	1	4	1	6	―	破砕等残渣の処理	「破砕処理場残渣」、「リサプラ残渣」の年間処理量をご教示願います。	P10に記載してあるとおりです。
59	10	1	4	1	6	―	破砕等残渣の処理	「破砕処理場残渣」、「リサプラ残渣」の平成30年度以降の量（日量及び年間処理量）についてご教示願います。	平成30年度以降につきましては出しておりません。
60	10	1	4	1	6	―	破砕等残渣の処理	「破砕処理場残渣」、「リサプラ残渣」は、トラック等の搬入車両により本施設のごみピットへ直接投入するものと考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
61	10	1	4	1	6	―	破砕等残渣の処理	貴市が公表されている「平塚・大磯ブロックごみ処理広域化実施計画（平成19年12月）　P42 図22」によりますと、不燃ごみ・粗大ごみは粗大ごみ破砕処理施設（既設）で処理後、不燃残渣は最終処分場（既設）で処分される計画となっています。この破砕後の不燃残渣を最終処分せず次期環境事業センターで溶融処理し、代替として不燃残渣処理量を超えない範囲で飛灰処理物等を最終処分場で処分する提案は認めて頂けますでしょうか。なお、破砕不燃残渣と飛灰処理物の年間発生量から比較しますと、ほぼ同等の体積となるものと考えられます。	不可とします。
62	10	1	4	2	1	―	処理方式	焼却+灰溶融方式（ストーカ式）とありますが、事業予定地内に焼却炉と灰溶融炉を建設（運営含む）するのではなく、焼却炉のみ建設（運営含む）して、灰溶融を外部の民間企業に委託することの提案は可能でしょうか。	廃掃法上の再委託の禁止事項に該当しなければ可能とします。
63	10	1	4	2	1	―	処理方式	p57の（5）灰処理機能の【変更できない仕様】には、「ストーカ式もしくは流動床式焼却炉の場合は灰溶融炉を設置、もしくは灰のセメント原料化を行なうこと」とありますが、この文章のとおり、流動床+セメント原料化の提案は可能でしょうか。	可能です。
64	10	1	4	2	1	―	処理方式	p57の（5）灰処理機能の【変更できない仕様】には、「ストーカ式もしくは流動床式焼却炉の場合は灰溶融炉を設置、もしくは灰のセメント原料化を行なうこと」とありますが、事業予定地内に流動床炉を建設（運営含む）して、灰を外部資源化することの提案は可能でしょうか。	可能です。
65	15	3	1	2	2	―	設置届等への協力	「特に平塚市まちづくり条例は・・・申請に期間を要するため留意すること。」とありますが、具体的にどのくらいの期間を見込めば宜しいでしょうか。	確認申請は、3.0～5.5ヶ月程度の期間を要します。
66	16	3	2	1	―	―	設計の手順	(2)(3)及び(4)にある「実施設計図書」とは、「実施設計図書の一覧」のことと理解してよろしいでしょうか。	記載のとおり、異なるものです。
67	16	3	2	1	(5)	―	設計の手順	「市は、既に確認した書類についても、工事工程に変更を及ぼさない限りで、その変更を申し出ることができるものとする。」とありますが、当該変更により建設請負事業者に追加費用が発生する場合は合理的な範囲で貴市にて負担いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
68	16	3	2	1	(5)	―	設計の手順	「市は、既に確認した書類についても、工事工程に変更を及ぼさない限りで、その変更を申し出ることができるものとする。」とあります。この場合の変更の申し出は、御確認頂いた書類の内容が技術提案書等の内容を満足していない場合に限るものと考えてよろしいでしょうか。 仮に技術提案書等の内容を満足していない場合に限らない場合、工事工程及び費用に影響を及ぼさない限りでの変更となるものと考えてよろしいでしょうか。	No.67を御参照ください。
69	16	3	2	1	(7)	―	設計の手順	「市による実施設計図書の確認は、段階的に行うことも可能とする。」とありますが、実施設計図書の確認については工事工程に支障ない範囲で段階的に行われれるものと理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
70	17	3	3	―	―	―	準備工事の実施	準備工事の実施は、設計・施工を着手する平成22年4月から行うことができるものと考えてよろしいでしょうか。	アセスの予測評価書の縦覧終了後になります。審査状況にもよりますが、平成22年の夏頃になる見込みです。
71	17	3	3	1	―	―	準備工事の実施－給湯配管等の実施	既存の焼却場から近隣施設の白寿荘にお湯を送っているとのことですが、既存施設はいつ閉鎖になるのでしょうか。また閉鎖後は本件施設から給湯する義務を負うのでしょうか。	新施設稼動後に、現焼却施設の運転を停止します。白寿荘には引き続き給湯していただきます。
72	17	3	3	2	―	―	し尿処理施設の解体工事	別途資料をご提示願います。	募集要項公表時に示します。

No.	頁	項目番号					項目名	質問内容	回答
73	17	3	3	2	—	—	し尿処理施設の解体工事	し尿処理施設等の解体において、アスベスト、ダイオキシン類の状況についてご提示願います。	し尿処理施設について、アスベストは使用していません。また、ダイオキシン類については、し尿処理施設、小動物焼却施設土台ともに、汚染はないと考えています。なお、詳細は募集要項公表時に示します。
74	17	3	4	—	—	—	廃棄物の処理処分	「施設内に残留する残渣…適正に処理処分をすること。」とありますが、本内容は、新工場建設に関する事項と考え、し尿処理施設解体工事においては、し尿処理施設内の残渣、廃油、廃薬液、排水等は全て処理済みと考えて宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
75	18	3	5	4	—	—	作業日及び作業時間	「（省略）。また、状況によって市の指示により、作業日時を変更する場合がある。」とあります。貴市のご指示により作業時間が当初計画から大幅に変更となったことに起因して工事費が増加する場合の費用については、貴市の御負担と考えてよろしいでしょうか。また、同様の理由で工程が遅延した場合については、遅延損害金等は免除されるものと考えてよろしいでしょうか。	概ね御理解のとおりですが、市の指示の原因が、事業者にある場合は事業者の負担とします。
76	19	3	5	5	—	—	材料及び機器	JIS等と同等の説明ができるものについては、海外規格の使用は可能でしょうか。	御理解のとおりです。
77	19	3	5	6	1	—	工事別施工計画書等の提出	別途資料につきご回示の程お願い致します。	募集要項公表時に示します。
78	19	3	5	6	2	—	見学者説明用パンフレット	将来においての増刷・改訂は、本運営事業の対象外と解釈して宜しいでしょうか。	増刷・改訂は、本事業の事業範囲です。なお、版権の引渡しについては募集要項公表時に削除します。
79	19	3	5	6	2	(2)	数量	英語版、中国語版のパンフレットは、施設説明用のみの納品で、建設概要説明用は不要と考えて宜しいでしょうか。また、英語版、中国語版のパンフレットの部数を御教示願います。	英語版、中国語版の用意については、募集要項公表時に削除します。
80	19	3	5	6	2	(2)	数量	見学者用パンフレットの版権は、一般的にパンフレットの製作会社に属するもので、引き渡しを行なわないものであり、今回も同様に版権・著作権は、製作会社に帰属するものと考えて宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。版権の引き渡しについては募集要項で削除します。
81	19	3	5	6	2	(2)	数量	英語版、中国語版の数量をお示し下さい。	英語版、中国語版の用意については募集要項公表時に削除します。
82	19	3	5	6	2	(2)	数量	「将来における増刷・改定」は貴市所掌と考えて宜しいでしょうか。	本事業の事業範囲です。
83	19	3	5	6	2	(2)	数量	「建設概要説明用」と「施設説明用」のそれぞれの内容をご教示願います。	「建設概要説明用」は建設時用、「施設説明用」は供用開始後に用いるものです。
84	19	3	6	1	(4)	—	仮設計画	貴市の監督用及び監理用仮設事務所の規模についてご提示願います。	20㎡を目安としてください。
85	19	3	6	1	(4)	—	仮設計画	「市の監督用及び工事監理仮設事務所を設置すること。事務所は建設請負事業者の仮設事務所とは別とすること。」とあります。貴市の監督及び工事監理人員の人数を御教示下さい。また、事務所は建設請負事業者の事務所と合棟で、内壁によって仕切る形でもよろしいでしょうか。	前段は、6人程度と想定しております。後段については可能ですが、配置については実施設計の段階で協議します。
86	20	3	6	2	(3)	—	その他仮設建物	敷地外の材料置場および駐車場について、貴市から近隣の候補地をご紹介頂く事は可能でしょうか。	協力はしますが、現時点でお約束はできません。
87	20	3	6	2	(3)	—	その他仮設建物	「材料置場及び従業員駐車場は原則として敷地外」とありますが、事業予定地に余裕若しくは工程調整等により仮設用地が確保できる場合は事業者の裁量において使用できると考えて宜しいでしょうか。 また、近傍にて市で紹介頂ける場所があればご教示願います。	前段については御理解のとおりです。後段はNo.86を御参照ください。
88	20	3	6	3	(2)	—	工事用動力・用水	「別途契約に係る仮設工事」とありますが、別途契約される業務内容と工期などについて御教示願います。	現時点では具体的には想定していません。なお、要求水準書P20の3-6-3(2)の「別途契約に係る仮設工事と共通となる部分については、」の記述は、募集要項公表時に削除します。
89	20	3	6	3	(2)	—	工事用動力・用水	「別途契約に係る仮設工事と共通となる部分については、…円滑に進めることとする。」とありますが、「別途契約に係る仮設工事」の指す内容についてご教示願います。	現時点では具体的には想定していません。なお、要求水準書P20の3-6-3(2)の「別途契約に係る仮設工事と共通となる部分については、」の記述は、募集要項公表時に削除します。
90	20	3	6	3	(2)	—	工事用動力・用水	「別途契約に係る仮設工事」とありますが、別途契約される工事をご教示願います。	現時点では具体的には想定していません。なお、要求水準書P20の3-6-3(2)の「別途契約に係る仮設工事と共通となる部分については、」の記述は、募集要項公表時に削除します。

No.	頁	項目番号					項目名	質問内容	回答
91	20	3	6	3	(2)	―	工事用動力・用水	「別途契約に係る仮設工事と共通となる部分については、」とありますが、別途契約となる仮設工事として現在想定されている工事につきご教示下さい。	現時点では具体的には想定していません。なお、要求水準書P20の3-6-3(2)の「別途契約に係る仮設工事と共通となる部分については、」の記述は、募集要項公表時に削除します。
92	21	3	6	6	(2)	―	下請負人	「不適当であると認めた場合」の不適当とは、どのような場合を想定されているのかご教示願います。	本業務を実施するにあたり必要な能力を備えていないと判断される場合等を想定しています。
93	21	3	6	6	(2)	―	下請負人	「工事進行中にあっても、市が下請工事者又は下請製造者を不適当であると認めた場合には、必要な措置を求めることがある。」とあります。不適当と認める基準等がありましたら御教示下さい。	本業務を実施するにあたり必要な能力を備えていないと判断される場合等を想定しています。
94	21	3	6	6	(1)	―	下請負人	「工事に参加する全ての下請け工事者並びに下請け製造者は、市の承諾を受けなければならない。」とあります。弊社は極力実績豊富な業者を起用することで安定性・安全性を確保することを優先したいと考えておりますが、貴市による御承諾は合理的な理由無しには拒否されないものと考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
95	21	3	6	7	―	―	工程会議	市が別途契約する他業者工事等について具体的にご教示願います。他業者との調整により追加費用が発生する場合は貴市負担との理解でよろしいでしょうか。	現時点では具体的には想定していません。なお、要求水準書P21の3-6-7の(2)の記述は、募集要項公表時に削除します。
96	21	3	6	7	(2)	―	工程会議	「本事業に関して市が別途契約する他業者」とありますが、別途契約される業務内容と工期などについて御教示願います。	現時点では具体的には想定していません。なお、要求水準書P21の3-6-7の(2)の記述は、募集要項公表時に削除します。
97	21	3	6	7	(2)	―	工程会議	「別途契約する」とありますが、別途契約される工事をご教示願います。	現時点では具体的には想定していません。なお、要求水準書P21の3-6-7の(2)の記述は、募集要項公表時に削除します。
98	21	3	6	7	(2)	―	工程会議	「本事業に関して市が別途契約する他業者との合同調整会議にも適宜出席し、他業者工事等についても十分に把握すると共に、必要に応じて業者間で調整を行なうこと。」とあります。本事業に関して別途契約され、調整が必要と想定されている項目等を御教示下さい。	現時点では具体的には想定していません。なお、要求水準書P21の3-6-7の(2)の記述は、募集要項公表時に削除します。
99	22	3	6	11	(1)	―	公害防止	「工事中・・・（中略）。なお、関連項目について、施工中及び施工前における周辺環境の測定を行うものとする。」とあります。施工前の周辺環境測定は、貴市の環境影響評価で実施されていませんでしょうか。実施されている場合、測定結果を流用可能でしょうか。	前段については実施しています。後段については可能です。
100	22	3	6	11	(3)	―	公害防止	「本工事に起因し、一時的に発生する電波障害については、建設請負事業者の責任において必要な対策を行なう」とあります。地上波デジタル放送となるため、電波障害の可能性は低いものと考えますが、対策に要する工事見積は事前には行えないため、範囲外としていただけないでしょうか。	記載のとおりとします。
101	22	3	6	12	(2)	―	環境保全	「なお、土質の程度によっては遠藤原一般廃棄物最終処分場の埋立覆土に利用すること。」とありますが、具体的にどのような程度を指すかご教示下さい。	最終処分場の受入可能量にもよりますが、土壌汚染されていなければ、優先的に覆土として利用することを検討します。
102	22	3	6	12	(2)	―	環境保全	「工事期間中・・・（中略）。なお、土質の程度によっては遠藤原一般廃棄物最終処分場の埋立覆土に利用すること。」とあります。建設予定地の土壌汚染はないものとかんがえてよろしいでしょうか。	土壌汚染がある場合、埋立覆土には利用しません。
103	22	3	6	13	―	―	地中障害物	別途資料をご提示願います。	募集要項公表時に示します。
104	22	3	6	13	―	―	地中障害物	公表されている「事業に係るリスク分担（案）」における、測量・調査リスクにおいて、「市が実施した地形、地質等現地調査の不備に伴う計画・仕様変更による、コスト増大リスクは、貴市が取っていただけることとなっています。この趣旨に則り、詳細提示されていない大型の地中障害物の除去費用は、貴市の負担と考えて宜しいでしょうか？	御理解のとおりです。
105	23	3	6	14	―	―	電波障害発生の防止	「障害が生じた場合には、建設請負事業者の負担により直ちに適切な対策を行うこと」とありますが、現焼却施設において実施した対策工事があればご教示願います。また、対策工事においては貴市と協議させて頂けると考えて宜しいでしょうか。	現焼却施設では電波障害対策工事は実施事例がありません。新設の施設で対策工事が必要な場合、御理解のとおり双方協議とします。
106	24	3	6	19	―	―	他工事建設請負事業者との協調	「別途契約に関する別途工事」には何があるのか御教示下さい。	余熱利用施設建設工事及び小動物焼却施設移設工事を想定しています。
107	24	3	6	19	―	―	他工事建設請負事業者との協調	他工事建設請負事業者とは、どのような業務内容で、本工事との係りは、どの程度発生するのか、御教示願います。	No. 106を御参照ください。

No.	頁	項目番号					項目名	質問内容	回答
108	24	3	6	19	―	―	他工事建設請負事業者との協調	「建設請負事業者は、本事業における別途契約に係る事業者等と十分に協議し、現場管理組織を結成し、相互に協力し現場管理にあたること。」とありますが、現時点で想定されている別途契約にかかる事業者等をご教示下さい。また、見積り時点において建設請負事業者が知りえない事項により発生する追加費用・納期遅延は貴市にてご負担いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	No.106を御参照ください。
109	24	3	6	19	(2)	―	他工事建設請負事業者との協調	建設期間中に想定される重複工事をご教示下さい。	No.106を御参照ください。
110	24	3	6	19	(2)	―	他工事建設請負事業者との協調	工期内における別途工事の詳細（工事内容、工期）についてご教示願います。	No.106を御参照ください。なお、工事の詳細については、募集要項公表時に示す等、決定した段階で適宜示します。
111	24	3	6	20	(1)	―	地元との協定書	地元から進入経路、作業時間、騒音等の要望が、既に出ているのであれば、御教示願います。	現時点ではありません。
112	24	3	6	21	―	―	地元雇用等	「建設請負事業者は、施工に際して可能な限り、地元企業へ工事及び資材調達の発注を行なうこと。」とあります。品質、価格、技能等に優れる場合は地元企業へ発注するという理解でよろしいでしょうか。	記載のとおりです。
113	27	4	2	1	―	―	試運転	試運転の際に余剰電力が発生した場合の取扱につきご教授いただきたく、お願い致します。	試運転中の売電収入は市に帰属するものとします。
114	27	4	2	2	―	―	試運転	既設の環境事業センターは、新施設竣工までは稼動予定でしょうか。その場合、試運転時における処理計画量は、事業者側で設定しても宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
115	28	4	3	1	―	―	予備性能試験	予備性能試験及び引渡性能試験の実施日数をご提示願います。	御提案に委ねます。
116	28	4	3	2	(2)	―	予備性能試験の条件	「性能保証事項等の計測分析の依頼先は、市が認める計量証明機関とすること。」とあります。計量証明機関は、法的資格を有する第三者機関であり、貴市が認めるに当たり特にそれ以上の条件のご指定はないものと理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
117	29,30	4	3	―	―	―	表　予備性能試験項目と方法	排ガス測定場所については、各装置の入口並びに出口及び煙突において実施するよう記載されていますが、装置出口と煙突において測定値に変化がないと判断されるものについては、測定箇所を省略してもよろしいでしょうか。	装置出口と煙突の間に排ガス性状の変化がないと判断される場合は省略可能です。
118	30	4	3	―	―	―	表　予備性能試験の項目と方法	性能保証事項の排ガス保証値に硫黄酸化物30ppm以下となっていますが、二酸化硫黄5ppm以下も記載されています。本事業においても二酸化硫黄の保証値を満足する必要があるのでしょうか.	御理解のとおりです。
119	30	4	3	―	―	―	表　予備性能試験の項目と方法	№3「排ガス」の一酸化炭素について、「4時間連続測定を1回」実施することで要件を満たすと考えて宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
120	30	4	3	―	―	―	表　予備性能試験の項目と方法	№3「排ガス」のカドミウム等、試験方法が明示されていない項目がありますが、これらの項目については事業者側の提案に委ねるとお考えでしょうか。	神奈川県生活環境の保全等の関する条例施行規則別表第６を御参照ください。
121	30	4	3	―	―	―	表　予備性能試験の項目と方法	薬剤消費量等を最適化することなどでVFMを最大化するために、既設の運転状況を御教示下さい。 ①既設の排ガス処理前後での窒素酸化物、硫黄酸化物、及び塩化水素濃度と薬剤使用量 ②既設の飛灰発生量と飛灰中の鉛等の重金属濃度及び灰処理薬剤使用量	募集要項公表時に示します。
122	31	4	3	―	―	―	表　予備性能試験の項目と方法	№4「セメント原料化の場合」について、測定回数をお示し下さい。	予備性能期間中3回程度とします。記載内容を修正します。
123	31	4	3	―	―	―	表　予備性能試験の項目と方法	№5「処理飛灰」の重金属類分析について、測定回数をお示し下さい。	予備性能期間中3回程度とします。なお、募集要項公表時に、記載内容を修正します。
124	31	4	3	―	―	―	表　予備性能試験の項目と方法	№5「処理飛灰」について、処理飛灰の基準は、飛灰を埋立処分する場合に適用されものと考えられます。飛灰をセメント原料化する場合、受入資格を持ったセメント会社の判定基準を満足することとし、埋立処分に係る判定基準は性能保証事項対象外と考えてよろしいでしょうか。	有効利用先が確保できない場合で、埋立処分が必要となる場合に備え、性能保証事項としています。
125	31	4	3	―	―	―	表　予備性能試験の項目と方法	№5「処理飛灰」について、処理飛灰の基準は、飛灰を埋立処分する場合に適用されものと考えられます。飛灰を埋立処分する計画も可能でしょうか。	不可です。
126	32	4	3	―	―	―	表　予備性能試験の項目と方法	№9「燃焼温度（ガス滞留時間）」について、「指定ごみ質の範囲内において900℃以上（2秒以上）」とありますが、助燃料使用量の低減を図るため、ごみ質低下時は、850℃以上（2秒以上）を遵守する計画としてよろしいでしょうか。	900℃以上（2秒以上）は目標値とします。
127	33	4	3	―	―	―	表　予備性能試験の項目と方法	№20「その他（市が必要と認められるもの）」とは、具体的にどのような内容を想定されているのでしょうか。	現状では想定しているものはありません。
128	34	4	3	5	―	―	副生成物の取り扱い	試運転は、調整段階であることから副生成物の指定された要件を満足できない場合も考えられます。つきましては、試運転により得られた副生成物及び処理不適物が、指定された要件を満足できない場合においても、貴市にて処理又は処分を行なって頂くことは可能でしょうか。	不可です。指定された要件を満足していただきます。

No.	頁	項目番号					項目名	質問内容	回答
129	35	4	6	－	－	－	かし担保	本施設はDBO方式により、設計から運営まで一貫して特定の業者に依頼するものであるにもかかわらず、このかし担保期間を２年間として設定しているのか。 運用期間全部が、かし担保の期間と考えない理由は何か。	指定の期間内でかしの確認が概ね可能との考えによります。
130	35	4	6	(1)	－	－	設計のかし担保	設計のかし担保期間は、「引渡しを受けた日から1年間」と考えてよろしいでしょうか。	設計のかし担保期間は施工と同様とします。
131	35	4	6	(1)	－	－	設計のかし担保	設計のかし担保についての期間は、施工のかし担保と同じと理解してよろしいでしょうか。	No.130を御参照ください。
132	35	4	6	(1)	2)	－	かし担保	要求水準書（意見）51番が、弊社理解と異なり建設請負事業者に立証責任があるとされる場合は、その正当な理由をご教示願います。 また、建設請負業者の責に期すべき事由でない場合は、市殿の負担となると理解致します。	原案のとおりとします。
133	35	4	6	(1)	3)	－	設計のかし担保	設計のかし担保と性能保証とはどのように違うか具体的にご教示下さい。	性能保証は規定する性能を満たしていない場合の責任です。かし担保責任は、施設の設計や施工に不備等がある場合の責任です。両者は競合して適用されることもあります。
134	35	4	6	(3)	－	－	かしの判定・修補に要する費用	「かし判定に要する経費、かし担保期間中に生じたかしの修補に要する経費は、建設請負事業者の負担とする。」とありますが、かし判定の結果、かしがなかった場合については貴市にてご負担いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	原案のとおりとします。
135	36	4	7	(1)	1)	－	性能保証事項	別紙資料とは、P29　表　予備性能試験の項目と方法　に記載あるものと理解して宜しいでしょうか。	別紙資料は、募集要項公表時に示します。
136	36	4	7	(2)	－	－	性能保障期間	性能保証期間を引渡し後３年間と設定した理由は何か。設計から運用まで特定の会社で担当する中で、この期間しか性能を保証できないとは、十分な設計がなされていないからこのような期間に設定するのでは。 例えば、私が車を購入して３年しか性能を保証しません、と言われればこの車の購入は見合わせます。この焼却炉も購入を控えるか、あるいは使用期間中は性能を保証するようこの要求水準所の変更が必要と思います。	運営期間中、ＳＰＣは、施設の性能を要求水準が満たされる状態に保つ責任を負います。
137	37	5	1	(1)	－	－	搬入管理機能	「料金不払いへの対策」とありますが、料金後納処理のことと考えて宜しいでしょうか。	持ち込みごみの現金不払いと御理解ください。
138	37	5	1	(1)	①	－	計量機	「計量機は搬入用を2 台以上、灰出し用を1 台設けること。」とありますが、計量機台数について、計量管理の利便性を考慮し、搬入用を1台以上、搬出用を1台以上としてよろしいでしょうか。	不可です。記載のとおりとします。
139	37	5	1	(1)	①	－	搬入管理機能	「不正計量への対策が出来ること。」とあります。貴市の想定される不正計量の事例を具体的に御教示下さい。	車輪が計量台に確実に乗っていない等を指します。
140	38	5	1	(1)	②	－	工場棟へ進入する車両を管理できること	「ピット入口20mを囲うこと。」とありますが、プラットホーム幅を有効20m以上確保することと解釈して宜しいでしょうか。	搬入路の目隠しとして実施ください。
141	38	5	1	(1)	②	－	工場棟へ進入する車両を管理できること	斜路に氷融解対策を施すこととありますが，建設場所が積雪寒冷地には該当しないと考えられるため，融雪剤の散布程度で対応可能と考えられますが，いかがでしょうか。	可能です。
142	38	5	1	(1)	②	－	工場棟へ進入する車両を管理できること	「路面の舗装はプレキャストコンクリート舗装とし，」とありますが，これは斜路に関する記述であり，現場打ちコンクリート舗装も含まれるものと解釈してよろしいでしょうか。	耐久性があり滑りにくい舗装方法であれば現場打ちも含まれます。
143	38	5	1	(1)	②	－	工場棟へ進入する車両を管理できること	「ピット入口20mを囲うこと」とありますが、具体的にどのようなことを示しているのか御教示願います。	No.140を御参照ください。
144	38	5	1	(1)	②	－	工場棟へ進入する車両を管理できること	「ピット入口20m を囲う」とは具体的にどのような内容を指すのでしょうか。	No.140を御参照ください。
145	38	5	1	(1)	②	－	工場棟へ進入する車両を管理できること	「ランプウェイによる進入路を設けること（ピット入口20m を囲うこと）。」とありますが、ランプウェイの設置とピット入口20m を囲う理由をご教示願います。	No.140を御参照ください。
146	39	5	1	(1)	②	－	工場棟へ進入する車両を管理できること	「・・・車両ナンバー監視・・・」とありますが、計量棟付近映像等をビデオに記録するという解釈で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
147	40	5	1	(2)	④	－	直接持ち込みへの対応が適切にできること	「クレーンの故障時、定期検査時でも確実にごみ投入を行なうことができること。」とあります。1基のごみクレーンの故障や定期検査時に、もう1基でごみ投入を行なうことができるようにすることという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
148	40	5	1	(2)	⑤	－	故障による焼却処理能力の低下や、急激な投入ごみの増加に対応できる貯留容量を確保すること	「急激な投入ごみの増加にも対応できる貯留容量を確保すること」とあります。貴市の急激な投入ごみの増加実績をご教示下さい。	年末の受入量の増加について平成19年度年月報を御参照ください。なお、平成19年度年月報は、募集要項公表時に示します。

No.	頁	項目番号					項目名	質問内容	回答
149	41	5	1	(2)	②	―	搬入車両が容易かつ安全にごみ貯留場所にごみ投入できること	「ごみ投入扉は、6門以上設置」とありますが、ダンピングボックス用の扉はこの6門には含まれないと考えてよろしいでしょうか。	投入扉6門以上、ダンピングボックス2門以上とします。ダンピングボックスの内1門は、搬入動線に支障のない位置に設置することとします。他のダンピングボックスは通常投入口との兼用可とします。
150	41	5	1	(2)	②	―	搬入車両が容易かつ安全にごみ貯留場所にごみ投入できること	「ダンピングボックスは2基以上設置すること。」とありますが、ダンピングボックスの仕様例には「搬入動線に支障のない位置に1基以上設置すること。」とあります。ダンピングボックスの数量は、2基以上として計画することでよろしいでしょうか。	NO.149を御参照ください。
151	41	5	1	(2)	②	―	搬入車両が容易かつ安全にごみ貯留場所にごみ投入できること	「必要に応じたたみ、カーペット、マットレス等、直接ごみピットに投入できない長尺物の裁断機を設置すること。」とあります。これらのごみの搬入量実績を御教示下さい。	募集要項公表時に示します。
152	44	5	1	(2)	⑤	―	故障による焼却処理能力の低下や、急激な投入ごみの増加に対応できる貯留容量を確保すること	「ごみ投入扉側の間口は40m以上とすること。」とありますが、ごみピット幅（長手方向）を40m以上確保することと解釈して宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
153	44	5	1	(2)	⑤	―	故障による焼却処理能力の低下や、急激な投入ごみの増加に対応できる貯留容量を確保すること	「年末年始等にピットからごみが溢れない容量とすること」とあります。貴市の年末年始の搬入ごみ量の実績をご教示下さい。	年末の受入量の増加について平成19年度年月報を御参照ください。なお、平成19年度年月報は、募集要項公表時に示します。
154	45	5	1	(2)	⑦	―	作業者の安全性及び衛生環境に配慮した設計であること	「連続運転可能時間は、1炉の押込送風機分とすること。」とありますが、「連続運転可能時間」は、「脱臭装置処理風量」と読替えることでよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
155	56	5	1	(4)	⑨	―	大気への充分な拡散ができること	「煙突はランドマーク的な形状とすること。」とあります。これに対し、独立煙突ではなく、建屋一体型煙突とし、意匠・建屋構造・維持管理を考慮した正方形の煙突をベースとしたご提案として宜しいでしょうか。	応募者の提案に委ねます。
156	56	5	1	(4)	⑨	―	大気への十分な拡散ができること	環境影響予測評価実施計画書p84では、煙突の高さが「80m程度」となっていますが、煙突高さは建設費に影響するので、「程度」ではなく、具体的な高さを御教示願います。	環境影響予測評価書案で示します。
157	56	5	1	(4)	⑨	―	大気への十分な拡散ができること	煙突高さは、標準的な高さとし、GL+59mの計画でよろしいでしょうか。	環境影響予測評価実施計画書では80m程度としています。
158	56	5	1	(4)	⑨	―	大気への十分な拡散ができること	「煙突はランドマーク的な形状とすること。」とあります。現在環境影響評価等で想定されている形状等がありましたら御教示下さい。	現時点ではありません。
159	57	5	1	(5)	①	―	焼却残渣（飛灰・焼却灰またはスラグ）全量資源化を行うこと	「【変更できない仕様】ストーカもしくは流動床式焼却炉の場合は灰溶融炉の設置もしくは灰のセメント原料化を行うこと」とございますが、灰の外部溶融処理も資源化とは認められないでしょうか。	可能です。
160	57	5	1	(5)	①	―	焼却残渣（飛灰・焼却灰またはスラグ）全量資源化を行うこと	「焼却残渣（飛灰・焼却灰またはスラグ）全量の資源化を行うこと。」「ストーカ式もしくは流動床式焼却炉の場合は灰溶融炉を設置、もしくは灰のセメント原料化を行うこと。」とありますが、セメント原料化できない溶融飛灰は最終処分、或いは可能であれば山元還元をご提案しても宜しいでしょうか。	溶融飛灰の山元還元も、資源化と認められます。最終処分（埋立）は、資源化と認められません。
161	57	5	1	(5)	①	―	焼却残渣（飛灰・焼却灰またはスラグ）全量資源化を行うこと	「ろ過式集じん機等で捕集されたダスト・・・薬剤処理により・・・」とありますが、発生飛灰等を全量溶融し、発生した溶融飛灰は、薬剤処理等により、経済的かつ合理的に溶出基準値以下にすれば、貴市の最終処分場に持ち込むことは可能と考えてよろしいでしょうか。もし認めていただける場合は、無償でしょうか。それとも委託費の減額になるのでしょうか。	溶融飛灰も全量資源化してください。市の最終処分場には搬入できません。
162	57	5	1	(5)	①	―	焼却残渣（飛灰・焼却灰またはスラグ）全量資源化を行うこと	「ろ過式集塵機等で捕集されたダストを…所定の溶出基準値以下に安定化処理できること。」とありますが、飛灰をセメント原料化する場合、本文章は適用されないと考えてよろしいでしょうか。	有効利用先が確保できない場合で、埋立処分が必要となる場合に備え、性能保証事項としています。
163	57	5	1	(5)	①	―	焼却残渣（飛灰・焼却灰またはスラグ）全量資源化を行うこと	「焼却残渣（飛灰・焼却灰またはスラグ）全量の資源化を行なうこと。」とあります。溶融不適物も全量資源化を行なうとの理解でよろしいでしょうか。	No.162を御参照ください。
164	57	5	1	(5)	①	―	焼却残渣（飛灰・焼却灰またはスラグ）全量資源化を行うこと	「焼却残渣（飛灰・焼却灰またはスラグ）全量の資源化を行なうこと。」とあります。資源化とは覆土利用も含め最終処分場に搬入しない利用法との理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

No.	頁	項目番号					項目名	質問内容	回答
165	60	5	1	(6)	①	－	施設内の各設備からの排水を受け入れ、必要な処理を行い、場内再利用又は下水道放流ができること	洗車排水の処理計画をする上で、1日の洗車台数、パッカー車内部の洗浄の有無についてご教示願います。	1日の洗車台数はピークで市50台と業者20台で合計は約70台程度です。パッカー車内部の洗浄も行います。
166	68	5	2	(2)	②	－	効率的な熱供給を行えること	温浴施設への熱供給条件（供給量、温度、圧力等）を御教示願います。また、将来供給量が変更になった場合には、契約の見直しをお願いいたします。	変更になった場合は、協議を行うものとします。
167	71	5	2	(2)	②	－	効率的な熱供給を行えること	「【変更できない仕様】温浴施設への熱供給を行うこと」とございますが、例えば熱輸送システムの導入により、温浴施設以外への熱供給もご提案して宜しいでしょうか。	募集要項公表時に示します。
168	71	5	2	(2)	②	－	効率的な熱供給を行えること	【変更できない仕様】「給湯用温水循環ポンプは炉毎に設置すること。」とありますが、共通設備であるため炉毎の設置は必要ないものと考えます。常用機と予備機の設置として宜しいでしょうか。	炉毎の設置は必要ないものとし、募集要項公表時に修正します。
169	71	5	2	(2)	②	－	効率的な熱供給を行えること	「温浴施設への熱供給を行なうこと。」とありますが、温浴施設とは、近隣施設の白寿荘への給湯と考えてよろしいでしょうか。	募集要項公表時に示します。
170	71	5	2	(2)	②	－	効率的な熱供給を行えること	「温浴施設への熱供給を行なうこと。」とありますが、余熱利用設備計画のため、必要温水量、温度、圧力、日当り使用量、最大使用量、使用時間等、熱供給の内容を詳細にご提示願います。	募集要項公表時に示します。
171	71	5	2	(2)	②	－	効率的な熱供給を行えること	温浴施設との取合点及び取合条件（圧力、口径等）をご教示願います。	募集要項公表時に示します。
172	71	5	2	(2)	②	－	効率的な熱供給を行えること	「給湯用温水循環ポンプは炉毎に設置すること。」とありますが、給湯用温水発生器を1基とする場合、温水循環ポンプは2台（内1台予備）と考えてよろしいでしょうか。	No. 168を御参照ください。
173	75	5	3	(2)	①	－	プラント水、生活用水を施設に円滑に供給すること	現在敷地内に設置されている井戸を利用することは可能でしょうか？　可能な場合、取水可能量・水質について御教示願います。	募集要項公表時に示します。
174	75	5	3	(2)	①	－	プラント水、生活用水を施設に円滑に供給すること	「緊急時に使用する水槽は高架水槽とすること。」とありますが、ここでいう「緊急時」とは、停電等により電力が絶たれ、非常用発電機も起動しない場合を想定すると考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
175	76	5	3	(2)	①	－	水は極力循環使用することにより、使用量の低減を図ること	「必要に応じ井水を利用すること。」とありますが、井水処理設備検討のため、井水水質、使用可能量をご提示願います。	募集要項公表時に示します。
176	76	5	3	(2)	①	－	水は極力循環使用することにより、使用量の低減を図ること	現在し尿処理施設で使用している井戸のポンプを本施設でも使用できるか否かを検討するため、本施設で使用できる水量、圧力をご教示願います。	募集要項公表時に示します。
177	78	5	3	(3)	②	－	各機器への安定的な電力供給ができること	「受電形態は購入電力量、売電電力量に応じ、特別高圧もしくは高圧受電を事業者にて確保すること。」とありますが、特別高圧となる場合の電圧は２２ｋVで計画して宜しいでしょうか。	電力事業者との協議によります。
178	81	5	3	(3)	②	－	各機器への安定的な電力供給ができること	「高圧動力制御盤・・・高圧モータは使用せず、400V配電を行なうこと。」とありますが、高圧動力制御盤、高圧モータの使用は不可と考えて宜しいですか。	高圧も使用可能とし、募集要項公表時に修正します。
179	92	5	5	(1)	①	－	見学者	1日の見学者数をご教示願います。	見学者は最大人数では大規模小学校の生徒が180人、大人は自治会25人スポットで50人を超えたときもあります。見学会は午前、午後各1組を受け入れていますが年間で延べ約50組を受け入れています。
180	93	6	1	(1)	①	－	性能保証条件を満たした運転ができていること	「別途資料に示す性能保証条件を満足すること。」「排ガス基準については、別途資料に示す項目の計測管理を実施すること。」とあります。別途資料はP29～33　表　予備性能試験の項目と方法　と理解してよろしいでしょうか。また、「別途資料」との記載では読み違いが発生する恐れがありますので、募集要項時にはページ番号・項目番号を明確にして記載いただきますようお願いいたします。	前段について、別添資料は、募集要項公表時に示します。後段について、募集要項公表時に留意します。
181	94	6	1	(1)	①	－	性能保証条件を満たした運転ができていること	「なお、この場合、計測に要する一切の費用は運営事業者が負担すること。また、基準未達の副生成物の処理は運営事業者の負担と責任において適正に行うこと。」とありますが、副生成物の基準値未達が、ごみ質など、運営事業者の責めに帰さない事由に起因する場合については貴市にて合理的な範囲の追加費用を負担していただけるものと理解してよろしいでしょうか。	事業者が立証した場合は、市が費用を負担します。また、計測費用は、事業者が負担します。
182	94	6	1	(1)	①	－	性能保証条件を満たした運転ができていること	「（省略）なお、この場合、計測に関する一切の費用は運営事業者が負担すること。また、基準未達の副生成物の処理は運営事業者の負担と責任において適正に行なうこと。」とあります。副生成物の基準未達の原因が運営事業者の責めに帰すことが出来ない事由に事象に起因する場合、事業者は免責されるものと考えてよろしいでしょうか。	No. 181を御参照ください。

No.	頁	項目番号					項目名	質問内容	回答
183	94	6	1	(1)	①	−	性能保証条件を満たした運転ができていること	「定期的な計測の結果、副生成物が基準未達となった場合、再処理の対象となるのは、前回の正常な計測結果が出てから次の定期的な計測結果が出るまでに排出された副生成物である。なお、計測結果が出た時点において貯留設備に貯留されているものも再処理の対象に含まれるものとする。」とあります。前回と今回の定期的な計測の間に排出され、既に有効利用された副生成物については、有効利用先で特段の品質上のトラブル等がない場合、再処理の対象から除外されるものと考えてよろしいでしょうか。	性能確認の頻度や対象を多くするなど、資源化物の品質を維持する方法が確保され、市の承認を受けた場合は、再処理対象を貯留している副生成物に限定することを認めます。
184	94	6	1	(1)	②	−	安定運転が継続されていること	ごみの搬入時間については募集要項公表時には明記されるものと理解してよろしいでしょうか。	別添資料は、募集要項公表時に示します。
185	94	6	1	(1)	②	−	安定運転が継続されていること	「別紙資料に示す計測項目・頻度で計測が行なわれていること。」とあります。「別紙資料」を御教示下さい。また別途資料との記載では読み違いが発生する恐れがありますので、募集要項時にはページ番号・項目番号を明確にして記載いただきますようお願いいたします。	前段について、別添資料は、募集要項公表時に示します。後段について、募集要項公表時に留意します。
186	94	6	1	(1)	②	−	安定運転が継続されていること	直接搬入ごみに対し、適切な料金徴収・公金管理が行われていることとありますが、再委託は可能でしょうか。また具体的に公金の取扱方法等をご教示いただきたく。	再委託はできません。なお適切な料金徴収システム等の設置を行うこととします。
187	95	6	1	(1)	②	−	安定運転が継続されていること	第2項に、「一般の住民からの直接搬入ごみの・・・ごみ受入管理を行うこと。」とありますが、本条文の意図するところを具体的にお示し下さい。	受入から料金徴収、搬入までの一連の対応を適切に行っていただくことを意図しています。
188	95	6	1	(1)	②	−	安定運転が継続されていること	「前処理裁断業務を行うこと。」とありますが、前処理裁断が不要と判断した場合はこの限りではないと考えてよろしいでしょうか。	前処理裁断が必要な廃棄物に対して実施してください。
189	95	6	1	(1)	②	−	安定運転が継続されていること	「排除された処理不適物は、搬入者が特定できた場合は原則として搬入者に返還し、適正な処理方法を指導すること。」とあります。処理不適物の排除及び返還については、地元住民の方々との対応業務となるため、円滑な業務遂行のために必要に応じ貴市の御協力も得られるものと考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
190	96	6	1	(1)	②	−	安定運転が継続されていること	第4項に、「焼却施設において発生する焼却残渣や処理不適物については市が指定する場所まで適切に運搬を行うこと。」とありますが、処理不適物については、要求水準書（案）P6「1-2-4-3(2)処理不適物の搬出及び処分」では貴市の所掌業務とされております。処理不適物を貴市が指定する場所まで運搬する業務は、貴市所掌と考えてよろしいでしょうか。	処理不適物を市が指定する場所まで運搬する業務は事業者の業務範囲とします。
191	96	6	1	(1)	②	−	安定運転が継続されていること	第4項に、「焼却施設において発生する焼却残渣や処理不適物については市が指定する場所まで適切に運搬を行うこと。」とありますが、焼却残渣とは要求水準書（案）P10「1-4-2-1処理方式」によると「飛灰・焼却灰またはスラグ」を指し、また、実施方針P3「エ運営業務(オ)」によると、焼却灰のスラグ化・セメント原料化及び飛灰の資源化は、民間事業者の実施する業務となっております。焼却残渣の運搬先（資源化先）は事業者の提案によると考えてよろしいでしょうか。	No. 190を御参照ください。
192	96	6	1	(1)	②	−	安定運転が継続されていること	第6項に、「施設管理者」とありますが、貴市を指すものと考えて宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
193	96	6	1	(1)	②	−	安定運転が継続されていること	第7項に、「灰処理員は・・・」とありますが、「灰処理員を設けること」も【変更できない仕様】になるとお考えでしょうか。	募集要項公表時に、「変更可能な仕様」に修正します。
194	96	6	1	(1)	②	−	安定運転が継続されていること	「また、将来、市が本件余熱利用施設を設置する場合は、当該余熱利用施設に上記又は高温水を供給するものとする。」とありますが、要求水準書４頁、1-2-3-2「(4)エネルギーの有効利用」に記載の余熱利用施設のことと理解してよろしいでしょうか。また、余熱利用施設についての詳細は募集要項において明らかになるものと理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
195	97	6	2	①	−	−	プラント設備の日常点検・補修が適切に行われていること	「現場管理人」とは運営事業者の職員を指すものと理解して宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
196	97	6	2	②	−	−	プラントの定期点検・補修が適切に行われていること	第1項に「運転作業員・メーカーによって・・・」とありますが、ここでいう「メーカー」とは「プラントメーカー」を指すものでしょうか。	御理解のとおりです。
197	97	6	2	②	−	−	プラントの定期点検・補修が適切に行われていること	「運営期間中、法改正により技術基準が改定された場合は当該技術革新等に基づく新しい技術又は運営手法等の導入について検討し、改善提案を行なうものとする。」とあります。この場合は、実施方針添付資料４の「制度・法令変更」のリスクに該当し、当該改善提案を実施するに当たって必要となる費用は、貴市で御負担いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	改善提案の概略検討に要する費用は事業者の負担とします。個別の検討に要する費用については協議を行うものとします。
198	98	6	2	②	−	−	プラントの定期点検・補修が適切に行われていること	第3項における「大規模修繕」の定義をお示し下さい（運営管理の良し悪しに関わらず、経年劣化に伴う大掛かりな修繕・機器更新は必ず発生するものと思慮致します）。	No. 18を御参照ください。

No.	頁	項目番号					項目名	質問内容	回答
199	98	6	2	③	－	－	プラント設備の法定点検が適切に行われていること	第1項の条文は「運営事業者は、通常行う定期点検・補修・予防保全・改良保全・設備更新等を下記項目を参考として実施した上で、法定点検を実施すること」の意でしょうか。	御理解のとおりです。募集要項公表時に修正します。
200	98	6	2	④	－	－	土木・建築関連の点検・補修が適切に行われていること	第2項に「施設内及び周辺部」とありますが、ここでいう「周辺部」とは「本施設の敷地境界線上の周囲」と考えて宜しいでしょうか。	敷地境界内の周囲との理解です。
201	99	6	3	③	－	－	地震・火災等緊急時の対応への対策が適切に行われていること	「必要箇所に火災報知機を設置すること。また、火災報知機の信号は焼却施設へ送ること。」とあります。この場合の焼却施設とは、熱回収施設の中央制御室と考えてよろしいでしょうか。	火報の信号は焼却炉の中央操作室と市の事務所とします。
202	102	6	4	①	－	－	安全性を確保した運転管理が行われていること	第9項「性能未達により、本施設の稼動を停止した場合、市と運営事業者は、次の手順で施設の復旧に努めるものとする。」、 第11項「また、本施設の稼動停止中のごみ処理は運営事業者の負担と責任において適性に行うこと。」 とありますが、これらは双方とも「実施方針　添付資料４：事業者に係るリスク分担（案）」において民間事業者が原因により、運転停止した場合という解釈でよろしいでしょうか。	第9項の復旧は、原因にかかわらず実施します。 第11項の費用負担は、停止の帰責者が負担します。詳細は契約書案に示します。
203	102	6	4	①	－	－	安全性を確保した運転管理が行われていること	第12項にあるように、「停止基準を逸脱した理由が測定機器の誤動作等」の場合は、施設を停止する必要はないものと考えて宜しいでしょうか。	記載のとおりとします。
204	102	6	4	①	－	－	安全性を確保した運転管理が行われていること	「また、本施設の稼動停止中のごみ処理は運営事業者の負担と責任において適正に行うこと。」とありますが、性能未達による本施設の稼動停止が運営事業者の責めに帰さない事由による場合については、合理的な範囲で貴市にてご負担いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりですが、立証責任は運営事業者にあります。
205	103	6	4	②	－	－	運営業務の維持管理が適切に行われていること	第4項に「維持管理計画においては、維持管理期間を通じての・・・」とありますが、ここでいう「維持管理期間」とは事業期間を指すものでしょうか。	御理解のとおりです。募集要項公表時に修正します。
206	103	6	4	②	－	－	運営業務の維持管理が適切に行われていること	第4項にある「点検・検査計画」の提出時期・頻度をお示し下さい。	年１回。その他必要に応じて実施することとします。
207	103	6	4	②	－	－	運営業務の維持管理が適切に行われていること	第5項にある「補修計画」の提出時期・頻度をお示し下さい。	年１回。その他必要に応じて実施することとします。
208	103	6	4	②	－	－	運営業務の維持管理が適切に行われていること	第12項に「全面的に協力すること。」とありますが、具体的にどのような協力を想定されておられるのでしょうか。	環境モニタリング中の焼却施設運転データ等の提出を想定しています。
209	103	6	4	②	－	－	運営業務の維持管理が適切に行われていること	「運営事業者は、市が必要と判断したときに、第三者機関による運営管理状況のﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞをうけること。」とあります。本ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞに必要な費用は貴市が負担されるものと考えてよろしいでしょうか。また、当該ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞを必要と判断される基準・頻度を御教示下さい。	事業者が負担するものとしますが、事業者に負担させることが不適当と認められる場合は市が負担します。基準、頻度は現時点では想定しておりません。
210	103	6	4	②	－	－	運営業務の維持管理が適切に行われていること	「運営事業者は、市が周辺環境ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞを行なうに当たっては、全面的に協力すること。」とあります。本ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞに協力するにあたり費用が発生する場合には、必要な費用は貴市が負担されるものと考えてよろしいでしょうか。	事業者が負担するものとしますが、事業者に負担させることが不適当と認められる場合は市が負担します。
211	103	6	4	③	－	－	事業終了時に良好な状態での引き渡しを行えること	「運営事業者は、市が本要求水準書に記載の業務の実施のために、事業期間終了後も継続して5年間にわたり使用することについて、支障のない状態であることを確認するために、第三者機関による劣化度を含めた性能機能検査を市の立会いのもとに実施するものとする。」とあります。この確認のための性能機能検査は、要求水準書P29～33の予備性能試験の項目と方法に則るものと考えてよろしいでしょうか。	新設とは異なり、予備性能試験の内容を参照しつつ、耐久性等についても検査を実施します。
212	103	6	4	③	－	－	事業終了時に良好な状態での引き渡しを行えること	「運営事業者は、市が本要求水準書に記載の業務の実施のために、事業期間終了後も継続して・・・（中略）・・・。当該確認をもって、市は引継ぎ時の確認とすることができる。」とあります。この確認のための性能機能検査等は、確認後の整備期間を考慮し、平成44年度の半ば頃に実施されるものと考えてよろしいでしょうか。	募集要項公表時に示します。
213	105	6	4	④	－	－	運営業務について情報管理を行うこと	第7項に「搬入ごみの品目別に組成調査を定期的に実施すること。」とありますが、ここでいう「品目」とは何を指すものでしょうか。	可燃ごみを指します。
214	105	6	4	④	－	－	運営管理業務の性能要件	第2項で「維持管理コストデータの提示」を求められておりますが、どのような意図によるものでしょうか。	事業引渡し後の運営費を推計するために用います。
215	106	6	4	⑩	－	－	地元雇用への配慮	「建設請負事業者は、本施設の運営に際して可能な限り、地域での雇用促進に配慮すること。」とあります。品質、価格、技能等に優れる場合は地元企業へ発注するという理解でよろしいでしょうか。	No. 112を御参照ください。

６．要求水準書（案）に関する意見への回答

No.	頁	項目番号					項目名	質問内容	回答
1	2	1	1	―	―	―	計画概要	本事業の設計・施工業務を行う民間事業者が設立する特定共同企業体には、甲型：共同施工方式または乙型：分担施工方式の指定はないものとみなしてよろしいでしょうか。	甲型、乙型の指定はありませんが、請負人は連帯責任となります。
2	2	1	2	―	―	―	一般事項-事業期間とスケジュール	本件施設建設にあたっては、既存施設の運営に支障をきたすことがないようにすることとありますが、既存施設の内容および当該施設につき閉鎖の予定であればそのスケジュールについて具体的にご教示願います。	し尿処理施設は平成22年3月に運転停止予定です。ただし、状況により日程を変更する場合があります。環境事業センターは本件施設稼動後運転停止します。
3	4	1	2	3	2	(2)	処理対象物の受入れ	し尿処理施設・厨芥類資源化施設・リサイクル施設等から搬入される汚泥・残渣等の性状や不適物混入に関するリスクについても、実施方針　添付資料4「事業に係るリスク分担（案）」に示される「ごみ量・ごみ質」のリスクに含まれる旨の記載をお願いします。	御意見として承ります。
4	4	1	2	3	2	(2)	処理対象物の受入れ	「・・・受入れ以降のすべての業務については運営事業者の責任で行うものとする。」とありますが、搬入者から徴収した処理料金については貴市に帰属するものであることから、処理料金に関する業務については、窓口での料金徴収業務のみを運営事業者の所掌とし、最終的な料金管理は貴市にて対応願います。	最終的な料金管理は市が対応します。
5	4	1	2	3	2	(2)	処理対象物の受入れ	「・・・受入れ以降のすべての業務については運営事業者の責任で行うものとする。」とありますが、運営事業者は搬入者に対して指導的立場にないことから、例えば後納制対象者への料金督促等は貴市にて対応願います。	料金後納は想定しておりませんが、料金督促等が必要な場合は市が対応します。
6	4	1	2	3	2	(2)	処理対象物の受け入れ	「焼却施設の・・・（中略）。専用の設備に貯留された処理不適物については、市の責任と負担で処理及び処分を行うものとする。」とあります。一方、実施方針P4　1(3)エ(ｶ)には「（省略）。系外で処理する必要のある処理不適物については、市が処分するが、委託費の減額を行なうものとし、その際は要求水準書で示す基準を遵守する。」とあります。処理不適物に危険物、及び容器包装に掛かるプラスチック、紙、ダンボール以外の物を指定することが可能である場合、貴市の負担・責任で処理不適物を処分される処理不適物の種類及び量を極力増やすことが事業者のメリットとなり、事業コンセプト書の「最終処分量の低減」というコンセプトに反する結果となることが懸念されます。このため実施方針の記載の通り処理不適物の処理量に応じて委託費を減額する（ごみ処理変動費の減額に加えてペナルティを課す）計画とすることがインセンティブを働かせる効果が期待でき、適当と思料します。	御意見として承ります。
7	4	1	2	3	2	(3)	処理対象物の適正処理	「副生成物とは、メタル、スラグ、飛灰、飛灰処理物及び溶融不適物をいう。」とありますが、焼却灰も含まれると考えられるため、追記をお願いします。	募集要項公表時に修正します。
8	4	1	2	3	2	(4)	エネルギーの有効利用	「余熱利用施設に蒸気又は温水を供給する」とありますが、施設計画には、必要とされる熱媒体と熱量、余熱利用施設の運用開始時期が必要となります。	余熱利用施設については現在検討中であり、募集要項公表時に示す等、決定した段階で適宜示します。
9	5	1	2	3	3	(2)	事業期間満了時の取扱いについての協議	「事業期間終了後1年間～改修等必要な対応を行うこと」とありますが、性能未達の原因が運営事業者の責によるものに限定されるものと理解致します。	御理解のとおりです。
10	5	1	2	4	1	(2)	環境影響調査の実施	「市は、環境影響調査を実施する。なお、民間事業者は、市が策定した「環境影響調査」の内容を遵守するものとする。」とあります。本環境影響調査の内容は、事前にご提示いただきたくお願いいたします。	現在、県条例の環境アセスメントを実施しています。環境影響予測評価書の策定は、平成22年の夏頃になる見込みです。
11	6	1	2	4	3	(2)	処理不適物の搬出及び処分	「市は、あらかじめ運営事業者と合意した処理不適物を専用の貯留設備から適時搬出し、市の責任により処理及び処分を行うものとする。」とあります。一方、実施方針P4　1(3)エ(ｶ)には「（省略）。系外で処理する必要のある処理不適物については、市が処分するが、委託費の減額を行なうものとし、その際は要求水準書で示す基準を遵守する。」とあります。この場合、採用する方式により処理不適物が異なってくるため、処理対象ごみ量が方式により異なることとなり、公平な競争条件となりません。また、処理不適物を指定することが可能である場合、貴市の負担・責任で処理不適物を処分される処理不適物の種類及び量を極力増やすことが事業者のメリットとなり、事業コンセプト書の「最終処分量の低減」というコンセプトに反する結果となることが懸念されます。実施方針の記載の通り処理不適物の処理量に応じて委託費を減額する（ごみ処理変動費の減額に加えてペナルティ課す）計画とすることがインセンティブを働かせる効果が期待でき、適当と思料します。	御意見として承ります。
12	6	1	2	4	3	(4)	施設見学者への対応	「市は、焼却施設の見学を希望する者について、運営事業者の協力のもと対応を行う。」とありますが、見学者の場内案内等、民間事業者の作業内容をご提示願います。	見学者への場内案内等を市とともに実施すること等を想定しています。
13	8	1	3	4	―	―	ユーティリティー条件	「・・・ユーティリティの整備・確保に係る費用、維持管理に係る費用、使用料金等の費用は、建設請負事業者及び運営事業者が負担すること。」とありますが、電気については、東京電力㈱の電気需給約款にあります工事費負担金が発生します。工事費負担金は、契約ごとに東京電力㈱が算定し、入札参加者での見積は困難であるため、貴市負担とさせていただけないでしょうか。 もしくは、建設請負事業者負担とするならば、貴市と東京電力㈱でご協議いただき、募集要項にて概算金額をご提示いただけないでしょうか。	電力会社への負担金は事業者負担とします。事業者にて東京電力への確認をお願いいたします。

No.	頁	項目番号					項目名	質問内容	回答
14	8	1	3	4	－	－	ユーティリティー条件	「・・・ユーティリティの整備・確保に係る費用、維持管理に係る費用、使用料金等の費用は、建設請負事業者及び運営事業者が負担すること。」とありますが、上下水道敷設費用については、入札参加者での見積は困難であるため、貴市負担とさせていただけないでしょうか。 もしくは、建設請負事業者負担とするならば、募集要項にて概算金額をご提示いただけないでしょうか。	事業者の業務範囲とします。
15	8	1	3	4	－	－	ユーテリティー条件	設計施工期間は建設請負業者、運営期間は運営事業者が負担すると理解致します。	御理解のとおりです。
16	8	1	3	4	3	－	排水	「生活排水は公共下水道に放流する。また、ボイラ排水、施設内洗浄水、その他プラント排水については、クローズド処理とする。」とあります。一方で、51頁(4)排ガス処理機能には「減温塔（急冷塔）の設置については提案によるものとし、省略しても構わない。」とあることから、その他プラント排水を含めて公共下水道に放流することをご提案します。	ボイラ排水、施設内洗浄水、その他プラント排水については、公共下水道には放流せず、施設場内で処理することを前提として、環境影響予測評価を行っています。そのため、提案はお受けいたしかねます。
17	8, 9	1	4	1	1	－	処理対象物	「本施設の処理対象物は、次に示す一般廃棄物から、処理不適物を除いたものである。」とあり、処理不適物は民間事業者によって提案できるものと考えられます。この場合、提案によっては処理対象物及び量が異なり、運営管理費を算出する条件に差が生じるものと思われます。処理不適物の提案に対する技術評価方法の内容を詳細にご提示いただきますようお願いします。	募集要項公表時に示します。
18	9	1	4	1	2	－	処理不適物	「運営事業者は、本施設に搬入された一般廃棄物のうち、一般廃棄物処理実施計画を基に処理することが困難又は不適当と考えられるものについては、市の了解をもって処理不適物と位置付けることができる。」とあります。この場合、採用する方式により処理不適物が異なってくるため、処理対象ごみ量が方式により異なることとなり、公平な競争条件となりません。また、処理不適物の種類・量をむやみに増加させることは、事業コンセプト書の「最終処分量の低減」というコンセプトに合致しません。このため、「危険物、容器包装にかかるプラスチック、紙、ダンボール」以外は全て事業者の責任で有効利用するものと規定されることが適当と思料します。	御意見として承ります。
19	9	1	4	1	4	－	計画ごみ質	「表1-1　計画ごみ質」に示されているごみ質では、基準質で灰分が5.5%となっています。しかし貴市が公表されている「一般廃棄物処理基本計画（H18.3）」や環境省HPで公表されている残渣量から計算すると、H12年度～16年度の焼却残渣発生量の平均は13.1%であり、ごみ中灰分は約10%程度と推算できます。副生成物の全量資源化を柱とする本計画において、灰分の設定は資源化量の算出に直結する極めて重要な数値であり、実際の灰分がご提示値より大きい場合、実施設計段階での設計値より資源化量が増加し、大きな処理費用の差異が生じることが懸念されます。ごみの分析はごく一部のサンプルの結果であり、ごみ中灰分の設定はごみの分析結果のみでなく、焼却残渣の発生量を勘案して見直されることを推奨します。 なお、灰分がご提示の範囲を逸脱する場合、実施方針添付資料４のリスク分担におけるごみ量・ごみ質の項目が適用され、逸脱した範囲の焼却灰等の資源化に必要な費用は貴市が御負担いただけるものと理解します。	灰分については要求水準書に記載の数字を参考にしながら事業者の実績等を踏まえ、計画願います。
20	9	1	4	1	5	－	厨芥残さ及びし渣、脱水汚泥の処理	「平塚市、大磯町によるごみ処理広域化を実現することとしており、大磯町に厨芥類資源化施設を設ける予定としている（平成28年度より運転予定）。厨芥類資源化施設の運転に伴う前処理残さと厨芥残渣は、本施設の処理対象物とする。」「平塚市のし尿は大磯町の施設にて処理することとするが、発生するし渣、脱水汚泥は本施設の処理対象物とする。」とありますが、これらの性状等についての記載がなく、計画ごみ質の範囲に含まれているかが不明なため、性状等のデータの提示をお願いします。また、計画処理量がH30年度まで示されていますが、これ以降についても計画処理量及びごみ質を提示頂けますようお願いいたします。	前処理残渣、厨芥残渣、し渣、脱水汚泥の性状等データは公表していません。また、実施計画では平成30年度までの試算を公表しています。なお、大磯町し尿処理施設から発生している脱水汚泥は、含水率が約81～83%です。
21	10	1	4	1	6	－	破砕等残渣の処理	「平塚市の粗大ごみ破砕処理場と平塚市リサイクルプラザから発生する残渣は本施設の処理対象物とする。」とありますが、これらの性状等についての記載がなく、計画ごみ質の範囲に含まれているかが不明なため、性状等のデータの提示をお願いします。また、計画処理量がH30年度まで示されていますが、これ以降についても計画処理量及びごみ質を提示頂けますようお願いいたします。	粗大ごみ破砕処理場やリサイクルプラザの残渣について、性状等データは公表していません。また、実施計画では平成30年度までの試算を公表しています。
22	10	1	4	2	2	－	稼動日数	年間稼動日数は280日以上と記載ありますが, ごみ搬入量が計画よりも下回った場合は免除されると考えます。	年間稼働日数は計画ごみ量に対する数値です。
23	14	2	5	(9)	－	－	その他運営関係等	「基発第501号　平成13年6月」とありますが、当該指針は「基発第0731001号(H19.7.31)」により廃止されているため削除願います。	募集要項公表時に修正します。
24	16	3	2	－	－	－	実施設計	「建設請負事業者は、事業スケジュールに遅滞が発生することがないよう、本契約後速やかに実施設計に着手するものとする。」とありますが、「本契約」とは、貴市と建設請負事業者との間で締結する建設請負契約のことと理解いたします。	御理解のとおりです。
25	16	3	2	1	(5)	－	設計の手順	「工事工程に変更を及ぼさない限りで、その変更を申し出ることができる」とありますが、市殿による確認は技術提案書等を満足しているか否かに関して行われるものであることですから、変更を申し出ることが出来るのは（2）の技術提案書等の趣旨に反している場合に限定されるものと理解致します。	技術提案書等の趣旨に反している場合以外にも申し出を行うことがあります。

No.	頁	項目番号					項目名	質問内容	回答
26	16	3	2	1	(5)	―	設計の手順	前質問の回答が、弊社理解でない場合においても、工事工程に変更が及ばさないだけでなく、契約金額に変更を及ぼさない場合に限定されるものと理解致します。	市の指示により契約金額に変更を及ぼす場合は、協議を行います。
27	16	3	2	1	(5)	―	設計の手順	前質問の回答が、弊社理解でない場合、その変更により性能未達に至った場合には建設請負事業者は免責されるものと理解致します。	市の指示に起因して性能未達に至った場合は、市が責任を負います。
28	16	3	2	1	(9)	―	設計の手順	市殿より修正の要求があった場合には、工事工程、契約金額の変更に及ばない限りにおいて、双方の協議によって決定されるものと理解致します。	御理解のとおりです。
29	16	3	2	1	(9)	―	設計の手順	「市より修正の要求があった場合、建設請負事業者はかかる書類を改訂して再提出すること。」とありますが、修正の要求が、建設請負事業者の責めに帰さない事由に起因する場合には、修正により生じる追加費用及び工期遅延について貴市にてご負担いただけますようお願いいたします。	市の帰責による場合は、市が負担します。
30	17	3	3	―	―	―	準備工事の実施	別紙資料につきご回示お願い致します。	募集要項公表時に示します。
31	17	3	3	1	―	―	給湯配管等の移設	給湯の温度、圧力、必要熱量等の仕様については、募集要項でご提示いただきたくお願いいたします。	余熱利用施設については現在検討中です。詳細については、募集要項公表時に示す等、決定した段階で適宜示します。
32	17	3	4	―	―	―	廃棄物の処分	「解体廃棄物は、品目、数量、保管方法、保管場所を別途処理処分計画に定めること。」「解体工事により発生する汚染物、汚水（汚泥）、耐火物、鉄骨、鉄筋、機械類、建具類、配管類、配線材およびその他一式を適正に場外処分すること。また、施設内に残留する残渣、灰類、廃油、廃薬液及び排水等がある場合、全て取除き適正に処理処分をすること。」とありますため、事業者にて適正に一括請負工事として既存施設解体工事を見積もるため、既存施設の構造、使用状況、汚染状況等の詳細条件の提示をお願いします。また、条件のご提示がない、もしくは提示された条件の変更により、工程遅延や追加費用が生ずる場合には貴市にて負担していただけますようお願いいたします。	前段については、既存施設を解体する際、可能な範囲で事前に構造図、備品目録等の写しを用意します。 後段については、市の提示した条件の誤りや変更により工程遅延や追加費用に関する負担は市の負担とします。
33	18	3	5	2	―	―	責任設計・施工	「工事現場については、仮設工事を含む本施設の建設のために必要な一連の工事は、原則として1-3に示す事業用地内で行なうこと」とあります。一方、P20「3-6-2 その他仮設物 (3) 材料置場及び従業員用駐車場は原則として敷地外とし、建設請負事業者の負担において設置するものとする。」とあります。材料置場が敷地外にある場合、一連の工事を全て事業用地内で行なうことはできません。工事の効率を考慮する場合、仮組程度の作業を材料置場で実施することは許容いただきたく、お願いいたします。	敷地内工事が原則で、仮組み程度であれば他所での実施も可能です。
34	19	3	5	5	―	―	材料及び機器	「JIS規格品新品」とありますが、性能保証を前提とし、海外調達の観点からもJIS規格相当も認めて頂きたくお願い致します。	可能です。
35	19	3	5	5	―	―	材料及び機器	立会検査に係る市ご担当者に係る旅費・経費等の費用負担は市殿負担と理解致します。	御理解のとおりです。
36	19	3	6	1	(4)	―	仮設計画	「市の監督用及び工事監理仮設事務所」とありますが、監督用兼工事監理用の仮設事務所を1箇所設置と理解致します。	御理解のとおりです。
37	20	3	6	2	(3)	―	その他仮設建物	「材料置場及び従業員用駐車場は原則として敷地外とし、建設請負事業者の負担において設置するものとする。」とあります。事業者が応札段階で借用交渉を行なうことは合理的ではありません。事業者が想定する条件で必要用地が確保できない場合、工事に着手できないことも考えられます。必要用地は貴市にて確保いただきたいと考えます。	協力はしますが、現時点でお約束はできません。
38	21	3	6	5	(2)	―	現場代理人等	現場代理人と主任技術者（監理技術者）は兼務でよいと理解致します。	兼務は可能ですが、現場代理人と主任技術者は一般的に職歴が異なります。
39	21	3	6	6	(3)	―	下請負人	「本契約により、いかなる場合も市と下請工事者ならびに下請製造者との間に契約関係を生じないものとする。」とありますが、「本契約」とは、貴市及び建設請負事業者との間で締結する建設請負契約のことと理解いたします。	御理解のとおりです。
40	22	3	6	10	(3)	―	警備・保安	「建設請負事業者は、火災、暴風、豪雨その他不時の災害の際、必要な人員を出動させることが可能体制を常に整えておくこと。」とありますが、具体的な人数・体制について詳細をご提示いただけますようお願いいたします。	現場の状況により異なると考えます。施工者側で判断ください。
41	22	3	6	12	(4)	―	環境保全	「工事現場周辺での工事車両による事故及び交通渋滞の防止のため、工事期間中を通して主要搬入道路に交通指導員を配置すること。」とあります。主要搬入道路の範囲について、募集要項等でご提示いただきたくお願いいたします。	募集要項公表時に示します。
42	22	3	6	13	―	―	地中障害物	「なお、予期しない大型の地中障害物が発見された場合、建設請負事業者は市と協議を行うものとする。」とありますが、この協議は技術的な対応方法についての協議であり，請負事業者に生じる追加費用及び工期遅延については貴市にてご負担頂けますようお願いいたします。	御理解のとおりです。

No.	頁	項目番号					項目名	質問内容	回答
43	24	3	6	20	－	－	地元との協定書	貴市が周辺住民との間で締結予定の協定書の内容について事前にご教示いただきたく。本件施設建設そのものや、通常建設で発生するもの以外の要求水準を超えて周辺住民との対応に要する費用は貴市の負担との理解です。	御理解のとおりです。
44	24	3	6	20	(1)	－	地元との協定書	地元協定に基づく搬入ルートの制限がございましたら、入札公告時にお示し下さい。	募集要項公表時に示します。
45	24	3	6	20	(1)	－	地元との協定書	「市又は建設請負事業者が周辺地元等との間で工事協定書等（進入経路・作業時間・騒音・他）を締結した場合には、これを遵守すること。」とありますが、周辺地元等との協定内容については建設請負事業者の想定しうるものでないため、合理的な範囲の追加費用及び工期遅延については貴市にてご負担いただけますようお願いいたします。	御意見として承ります。
46	24	3	7	1	－	－	検査内容	立会検査に係る市ご担当者に係る旅費・経費等の費用負担は市殿負担と理解致します。	御理解のとおりです。
47	30	4-3	－	－	－	－	表　予備性能試験項目と方法	№3「排ガス」の性能保証事項の中に排ガス中の硫黄酸化物について保証値30ppm以下とあり、また別途二酸化硫黄について保証値5ppm以下と記載されています。二酸化硫黄の保証値5ppm以下を乾式有害ガス除去設備にて満足することは非常に困難であるため、二酸化硫黄の保証値5ppm以下を削除いただけないでしょうか。	記載のとおりとします。
48	30	表	3	－	－	－	排ガス	「表　予備性能試験の項目と方法」において、硫黄酸化物30ppm以下、二酸化硫黄5ppm以下とあります。硫黄酸化物のほとんどは二酸化硫黄であるため、これらの値は整合が取れておりません。なお、二酸化硫黄5ppmを遵守するには、湿式洗煙設備が必要となります。	記載のとおりとします。
49	32	表	9	－	－	－	燃焼ガス温度等	「燃焼温度（ガス滞留時間）　指定ごみ質の範囲以内において900℃以上（2秒以上）」とあります。ダイオキシン類の発生防止の観点からは850℃以上で十分であり、900℃で計画した場合、低質ごみ時或いは低負荷運転時に助燃料を多く必要します。また、耐火物劣化やクリンカ発生の抑制の観点からも、850℃とすることをご提案致します。	900℃以上の運転は目標値とします。
50	33	4	3	表	－	－	その他	「市が必要と認めるもの」とありますが、詳細については入札前までに示していただけますようお願いいたします。	現時点では想定していません。
51	35	4	6	(1)	2)	－	かし担保	疑義が生じた場合の立証は、市殿と理解致します。	原案のとおりとします。
52	35	4	6	(2)	－	－	施工のかし担保	かし担保2年とありますが、建設および事業運営期間20年を総合して想定した場合には、かし担保期間1年としていただいた方が総合的なコストの削減につながるものと考えますので、ご検討の程お願いします。	原案のとおりとします。
53	35	4	6	(3)	－	－	かし担保	ここでいう「かしの判定」とは、かし担保期間満了時の判定であり、（2）に記載ある疑義が生じた場合等のことを意味するものでないと理解致します。一方的に建設請負業者の負担を強いる可能性はないものと理解致します。	御理解のとおりです。
54	35	4	6	(3)	－	－	かしの判定・補修に要する経費	かしの原因が貴市にある場合は、補修費用に加えかしの判定に要する経費を負担するのが合理的であると思料いたします。	原案のとおりとします。
55	36	4	7	(2)	－	－	性能保証期間	かし担保2年、性能保証3年とありますが、建設および事業運営期間20年を総合して想定した場合には、性能保証1年としていただいた方が総合的なコストの削減につながるものと考えますので、ご検討の程お願いします。	御意見として承ります。
56	36	4	7	(2)	－	－	性能保証期間	性能保証期間は3年となっておりますが、かし担保期間2年となっておりますので、性能保証期間も2年として頂きたくお願い致します。	御意見として承ります。
57	36	4	7	(2)	－	－	性能保証期間	性能保証期間の延長の規定となっておりますが、永久保証ともなりうる片務的な条項と考えられます。引渡し性能試験で確認されている事項が何らかのの事象で一時的に未達となったとしても、その改善が実施されることで性能は達成するものであり、延長規定は削除をお願い致します。	検討の上、募集要項公表時に示します。
58	36	4	7	(2)	－	－	性能保証期間	「性能保証期間は、引渡し後３年間とする。ただし、性能保証期間中に本施設が4-3-2に示す性能保証事項を満たすことが出来ない事態が生じたときには、当該事態が改善され、市の承諾が得られたときから起算してその後３年間まで性能保証期間を延長するものとする。」とありますが、延長を認める性能保証責任は建設請負事業者が通常負担する契約条件から逸脱しているものと思料いたします。従い、保証期間が延長された場合であっても合理的な上限期間をご提示いただけますようお願いいたします。	No.57を御参照ください。
59	36	4	7	(3)	－	－	その他	予備品、消耗品等は、性能保証未達時の対応により使用したものに限り補充するものと理解致します。	御理解のとおりです。

No.	頁	項目番号					項目名	質問内容	回答
60	36	4	7	(3)	―	―	その他	疑義が生じた場合の試験等の費用負担が、建設請負業者となっておりますが、その責任が建設請負業者でない場合は、市殿の負担となるべきと理解致します。	原案のとおりとします。
61	36	4	7	(3)	―	―	性能保証-その他	保証期間中～これに係る測定機器等の資材、技術者派遣等の経費、その他試験に要するものは一切建設請負事業者の負担で行うものとする、とありますが、調査の結果その事故原因が貴市にある場合にまで、事業者が負担するのは合理的でないものと思料いたします。	No.60を御参照ください。
62	36	4	7	(3)	―	―	その他	「保証期間中、事故原因究明のために必要があれば、両者協議のうえ、各種試験等を行うこととし、これに係る測定計測器等の資材、技術者派遣費等の経費、その他試験に要するものは一切建設請負事業者の負担で行うものとする。とありますが、事故等の原因が建設請負事業者の責めに帰さない事由による場合についてはこの負担は過大なものと存じますので、合理的な範囲で貴市にてご負担いただけますようお願いいたします。	No.60を御参照ください。
63	38	5	1	(1)	―	―	搬入管理機能	計量機、プラットホーム、投入扉及び構内道路等の計画のため、搬入車両台数、仕様、寸法についてご教示願います。	募集要項公表時に示します。
64	38	5	1	(1)	②	―	ランプウェイ	「ランプウェイによる進入路を設けること。」とありますが、敷地が狭いため、ランプウェイを設けない方がより効率的な全体配置及び動線計画となることが考えられます。つきましては、ランプウェイの設置については、浸水対策を考慮した上で事業者による提案とさせていただきますようお願いします。	記載のとおりとします。
65	41	5	1	(2)	②	―	ごみ投入扉材質	ごみ投入扉材質は、耐食性を考慮した計画とすることとし、変更可能な仕様とさせていただけないでしょうか。	記載のとおりとします。
66	42	5	1	(2)	④	―	クレーン操作室	「クレーン操作室は中央制御室と一体とすること」とありますが、ごみクレーン操作室の仕様例に「ピット内部及び投入ホッパが見えやすい位置とすること。」とあります。中央制御室の設置階によっては、クレーン操作室は中央制御室と離す方が望ましい場合があります。計画の自由度を持たせていただき、より効率的な提案を行うことができるように、「クレーン操作室は中央制御室と一体とすること」は変更可能な仕様としていただきますようお願いします。	運転員の精神衛生上の観点から、一体でお願いします。
67	44	5	1	(2)	⑤	―	ごみピット	「ごみ投入扉側の間口は40m 以上とすること。」とありますが、本制限によりプラットホームの奥行き寸法もある程度制限され、全体配置計画に対する自由度が少なくなります。つきましては、ごみピット開口寸法については、事業者による提案とさせていただきますよう願いします。	1門当りの幅を5m以上とし、搬入動線を考慮して設定願います。修正します。
68	48	5	1	(3)	②	―	焼却性能	「基準ごみ質において処理能力の60～110%負荷であっても連続して安定燃焼が行われ」とありますが、適応範囲は70～100%負荷が適切と考えます。	この範囲での検討をお願いします。
69	48	5	1	(3)	②	―	焼却性能	「ボイラ蒸発量変動は設定値±5%の範囲内で制御されていること。」とありますが、ごみ質および焼却量等の入熱が急変した場合、±5%の範囲で制御できない場合があることから、本数値は定常状態における目標値とすることが適切と考えます。	この範囲での検討をお願いします。
70	49	5	1	(3)	⑧	―	押込送風機	「押込送風機はインバータ駆動とすること。」とありますが、ダンパ制御方式とした方が、風量調整の応答性がよく、安定した燃焼に繋がるメリットもあります。押込送風機の風量制御方法については、事業者による提案とさせていただきますようお願いします。	インバータ制御とダンパ制御の併用が望ましいです。参考意見として承ります。
71	49	5	1	(3)	⑧	―	押込送風機	「押込送風機はインバータ駆動とすること。」とあります。インバータ駆動の効果は採用する焼却・溶融方式により異なる物と考えられますので、建設請負事業者が採否を合理的に説明することとさせていただきますようお願いします。	インバータ制御とダンパ制御の併用が望ましいです。参考意見として承ります。
72	49	5	1	(3)	⑨	―	二次送風機	「二次送風機はインバータ方式とすること。」とありますが、ダンパ制御方式とした方が、風量調整の応答性がよく、安定した燃焼に繋がるメリットもあります。二次送風機の風量制御方法については、事業者による提案とさせていただきますようお願いします。	インバータ制御とダンパ制御の併用が望ましいです。参考意見として承ります。
73	49	5	1	(3)	⑨	―	二次送風機	「二次送風機はインバータ方式とすること。」とあります。インバータ駆動の効果は採用する焼却・溶融方式により異なる物と考えられますので、建設請負事業者が採否を合理的に説明することとさせていただきますようお願いします。	インバータ制御とダンパ制御の併用が望ましいです。参考意見として承ります。
74	59	5	1	(5)	⑥	―	灰処理機能	「排出ルートは常用、予備の2系列とすること。」とありますが、ボイラ下の捕集灰用コンベヤなどは、灰量が少なく容量も小さいため、1系列で問題なく運営しています。つきましては、排出ルートの系列数は、安定運転性を考慮した上で、事業者による提案とさせていただきますようよろしくお願いします。	２系列は灰量の多い炉下及び飛灰とすることも可とします。

No.	頁	項目番号					項目名	質問内容	回答
75	62	5	2	(1)	①	－	発電効率又は熱回収率	「発電効率又は熱回収率を10%以上とすること。」とありますが、発電効率については、「基準ごみ定格処理量運転時、場外余熱利用なし時の発電量に対する効率とする」等、定義を明確に記載願います。	募集要項公表時に示します。
76	63	5	2	(1)	①	－	焼却熱利用機能	「過熱器の材質は、SUS301J1または同等品以上の材質とすること」とありますが、蒸気温度320℃以下の低温部においては腐食減肉が少ないこと、補修が容易なことからSTB340Sとしています。過熱器の材質は指定せず、LCCを考慮したうえでの各社仕様とすることをご提案します。	実績があれば提案を行うことも可とします。
77	68	5	2	(2)	②	－	焼却熱利用機能	「周辺温浴施設への熱供給が行なえること。」とあります。温浴施設とはP17「 3-3-1給湯配管等の移設」に記載されている白寿荘を指すと理解してよろしいでしょうか。また、給湯の温度、圧力、必要熱量等の仕様については、ご提示いただきたくお願いいたします。	ここで言う周辺温浴施設は、白寿荘と新設を検討している余熱利用施設のことです。余熱利用施設については現在検討中です。詳細については、募集要項公表時に示す等、決定した段階で適宜示します。
78	71	5	2	(2)	②	－	熱供給	「給湯用温水循環ポンプは炉毎に設置すること。」とあります。各炉系のボイラで発生する蒸気は、全炉共通の高圧蒸気だめに導いた後、蒸気タービン発電機（全炉共通で1基）等で使用します。温水発生装置で使用する蒸気も高圧蒸気だめから供給するため、各炉毎には設置せず共通設備とするのが一般的です。このため、「温水循環ポンプは、予備機を設け、１基が故障した場合も温水が供給可能とすること。」とされるのが適当と思料します。	炉毎の設置は必要ないものとして修正します。
79	73	5	3	(1)	－	－	監視・制御機能	「打点記録計」とありますが、打点記録計を設置せず、ＤＣＳトレンドに記録されてはいかがでしょうか。	データ改ざんの恐れがなければ可とします。
80	74	5	3	(1)	－	－	監視・制御機能	中央監視盤の仕様例で「・・・プロセスの稼働状況・警報等重要度の高いものについては中央監視盤に表示すること。」とありますが、プロセスの状況監視は大型ディスプレイにてオペレータコンソール画面を表示させ、警報等重要度の高いものは、非常停止釦等を備えた中央操作盤に表示させるものとされてはいかがでしょうか。	中央監視、中央操作の方式は各社の提案によります。
81	74	5	3	(1)	－	－	監視・制御機能	オペレータコンソールの仕様例で「建築設備兼用」とありますが、建築設備とプラント設備を同一コンソールで行う場合、プラントの操業を阻害する懸念がありますので、建築設備に関しては中央制御室設置の建築設備の集中監視パネルで監視・制御を行うように検討されてはいかがでしょうか。	No.80を御参照ください。
82	74	5	3	(1)	－	－	監視・制御機能	「プロセスコントロールはウィンドウズXPとすること。」とありますが、対応可能な最新OSを採用されてはいかがでしょうか。	市役所システムとの互換性を考慮した最新システムとします。
83	75	5	3	(1)	－	－	監視・制御機能	「随時出力とし、防音対策を施すこと。」とありますが、紙の消費等を考慮し、蓄積した警報履歴データより、必要なデータのみを手動でプリントアウトする方式とし、また低騒音のインクジェットプリンタとし、特に防音装置を付けないように検討されてはいかがでしょうか。	必要データのみプリントアウトが適当と考えます。また、低騒音型のプリンターであれば防音装置は不要です。
84	75	5	3	(1)	－	－	監視・制御機能	「事務室用データ処理端末はウィンドウズXPを使用すること。」とありますが、対応可能な最新OSを採用とされてはいかがでしょうか。	市役所システムとの互換性を考慮した最新システムとします。
85	78,81	5	3	(3)	－	－	給電機能	無停電電源装置の仕様例に「アルカリ蓄電池」とありますが、アルカリ蓄電池と同等の性能があり、かつ、保守の容易な制御弁式据置鉛蓄電池の採用を検討されてはいかがでしょうか。	超寿命型を前提として提案も受け付けます。
86	80	5	3	(3)	－	－	給電機能	「プロセスとは独立した専用端末を設け、監視・操作・帳票作成等が可能なこと。」とありますが、プラントコンピュータ(DCS)の１ユニットを専用として構成してはいかがでしょうか。	システム構成は提案によります。
87	93	6	1	(1)	①	－	具体的な運営仕様	灰処理は場内溶融処理か場外セメント原料化を行うこととなっていますが、場外でのセメント原料化以外のリサイクルでの提案も認めていただけますようお願いいたします。	提案も可能とします。
88	94	6	1	(1)	①	－	運転業務	第6項に「長期の施設停止により・・・運営事業者の負担と責任において他の処理方法を検討すること。」とありますが、原因が運営事業者の責めに帰さない事由であり、善良なる管理者の注意義務をもってしても防げないものであった場合は、貴市にて負担頂けないでしょうか。	運営事業者の責めに帰さない事由に起因することが事業者が証明した場合は、原則として市が責任を負います。
89	94	6	1	(1)	①	－	運転業務	第10項に「・・・再処理の対象となるのは、・・・次の定期的な計測結果が出るまで・・・」とありますが、計測項目によっては定期測定の間隔が数ヶ月～１年毎となるものもあり、副生成物は既に資源化されていることも考えられ、運営事業者へのペナルティーと考えた場合においても過大なものであると思慮致します。再処理の対象を「施設に貯留している副生成物」に限定していただけないでしょうか。	性能確認の頻度や対象を多くするなど、資源化物の品質を維持する方法が確保され、市の承認を受けた場合は、再処理対象を貯留している副生成物に限定することを認めます。
90	94	6	1	(1)	①	－	運転業務の性能要件	長期の施設停止により焼却処理ができない場合は、運営事業者の負担と責任において他の処理方法を検討することとありますが、その原因が貴市にある場合は貴市の負担との理解です。	原則としてお考えのとおりです。

No.	頁	項目番号					項目名	質問内容	回答
91	94	6	1	(1)	①	―	性能保証条件を満たした運転がされていること	計測に要する一切の費用は運営事業者が負担すること。また基準未達の副生成物の処理は運営事業者の負担と責任において適正に行うこと、とありますが、その原因が貴市にある場合は貴市に負担との理解です。	No.88を御参照ください。
92	94	6	1	(1)	①	―	性能保証条件を満たした運転がされていること	「運営事業者による本施設の運営が環境面で要求性能を発揮しているか否かの判断材料として、要監視基準と停止基準を設定する。」とあります。PFIの趣旨を鑑み、不要な用役費の増大を防止するためにも、要監視基準及び停止基準は、事業者が保証値を遵守するための自主管理目標として、提案させていただきたく、お願いいたします。	記載のとおりとします。
93	94	6	1	(1)	①	―	性能保証条件を満たした運転がされていること	「要監視基準及び停止基準の設定の対象となる・・（中略）。（別紙資料を参照）」とあります。「別紙資料」をご教示下さい。また別途資料との記載では読み違いが発生する恐れがありますので、募集要項時にはページ番号・項目番号を明確にして記載いただきますようお願いいたします。	前段について、別添資料は、募集要項公表時に示します。後段について、募集要項公表時に留意します。
94	94	6	1	(1)	②	―	安定運転が継続されていること	搬入時間について御教示いただけませんでしょうか。未定の場合は、募集要項で明確に提示いただきたくお願いいたします。	募集要項公表時に示します。
95	95	6	1	(1)	②	―	安定運転が継続されていること	第1項に、「ただし、今後変更等があった場合には協力すること。」とありますが、定常的に搬入時間が当初計画よりも増加する場合には、追加費用を貴市にてご負担願います。	定常的に搬入時間が当初計画より増加した場合は、事業者が追加費用を負担します。短期間かつ臨時的に増加した場合であっても、その原因が市にある場合以外は事業者の負担とします。
96	96	6	1	(1)	②	―	安定運転が継続されていること	「将来、市が本件余熱利用施設を設置する場合・・・供給するものとする」とありますが、事業期間中に本内容が発生した場合には、契約の見直しをお願いいたします。	必要に応じて契約変更の協議を行うものとします。
97	96	6	1	(1)	②	―	安定運転が継続されていること	第3項に、「また、将来、市が本件余熱利用施設を設置する場合は、当該余熱利用施設に蒸気または高温水を供給すること」とありますが、新たに増設する熱供給設備の追加費用ならびに、熱量減少にともなう発電量減少、売電減少分の対価については貴市の負担としていただきますようお願いいします。	概ね御理解のとおりと考えていますが、No.96をご参照ください。
98	97	6	2	②	―	―	プラント設備の定期点検・補修が適切に行われていること	運営期間中、法改正により～改善提案を行うとありますが、当該法改正に伴って事業者の検討費用を含む追加コストが発生する場合は貴市の負担との理解です。	御理解のとおりでが、詳細は個別協議となります。
99	98	6	2	⑤	―	―	物品・燃料等の調達が適切に行われていること	調達計画に示したとおりの日時・内容の調達が確実に実施されていること、とありますが、施設の日々の運営に支障をきたさない程度に調達が確実に実施されていればいいはずであり、日時まで特定するのは過剰な仕様であり、削除いただきたく。	「日時」の特定は行わないこととします。修正します。
100	99	6	3	①	―	―	清掃の徹底・清潔の確保を行うこと	第1項に「運転作業員によって・・・清掃が確実に実施すること。」とありますが、運転作業員が日常業務の中で実施するのが困難な業務（高所の窓清掃や特殊材質の清掃等）が存在するものと考えられます。付きましては専門業者への委託も可能として頂けないでしょうか（専門業者を地元から優先的に選定することにより、地元企業の積極活用にも繋がるものと思慮致します）。	専門業者への委託も可とします。
101	103	6	4	②	―	―	運営業務の管理が適切に行われていること	第10項に「SPCはISO14001を取得すること。」とありますが、SPCの構成員全てがISO14001を取得しており、当該構成員のシステムを準用することで、当該要件を満たすものと認めて頂けないでしょうか（事業開始前にISOの認定取得を行うのは、審査対象とすべきＳＰＣの実務が発生していないことから審査不可能であり、困難と考えます）。	構成員のシステムを準用することで、当該要件を満たすものと認めます。
102	103	6	4	②	―	―	運営業務の管理が適切に行われていること	第11項に「・・・市が必要と判断した時に、第三者機関による運営管理状況のモニタリングを受けること。」とありますが、この費用については、貴市にて負担願います。	事業者が負担するものとしますが、事業者に負担させることが不適当と認められる場合は市が負担します。
103	103	6	4	②	―	―	運営業務の管理が適切に行われていること	「運営事業者は、本施設の機能を維持するために必要な点検・整備を行うとともに、維持管理及び補修の履歴を事業期間中にわたり電子データとして残し、事業期間終了後市に譲渡すること。」とありますが、当該データには運営事業者のノウハウ等公開することにより運営事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する情報が含まれるため、これらは公開せず、また、その利用は事業期間終了後の本施設の運営及び維持管理のみに限られることとして頂けますようお願いいたします。	ノウハウには留意しますが、運営に必要な情報は開示できるものとします。原案のとおりとします。
104	104	6	4	③	―	―	事業終了時に良好な状態での引渡しを行えること	第5項で示された提出資料の中に、「維持管理・補修履歴、トラブル履歴」とありますが、これらは、随時貴市へ提出している資料であり適切に保管されているものと考えれらるため、事業期間終了後の提出はしないものとさせていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
105	104	6	4	③	―	―	事業終了時に良好な状態での引渡しを行えること	第5項で示された提出資料の中に、「調達方法及び調達費用の内訳書」とありますが、運営事業者のノウハウに関する内容については第三者への開示をご容赦願います。	ノウハウには留意しますが、運営に必要な情報は開示できるものとします。原案のとおりとします。

No.	頁	項目番号					項目名	質問内容	回答
106	104	6	4	③	―	―	事業終了時に良好な状態での引渡しを行えること	「本施設の運転、維持管理及び補修に必要な次の書類等の整備及び提出」とありますが、「図面、維持管理・補修履歴、トラブル履歴、取扱説明書、調達方法及び調達費用の内訳書」には、運営事業者のノウハウ等、公開することにより運営事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する情報が含まれるため、これらは公開せず、この利用は事業期間終了後の本施設の運営及び維持管理のみに限られることとして頂けますようお願いいたします。	No. 105を御参照ください。
107	104	6	4	③	―	―	事業終了時に良好な状態での引渡しを行えること	「市又は市が指定する第三者への引継ぎ業務」、「事業終了時における本施設の維持管理補修計画の立案、市との協議等、必要な協力」及び「事業終了時における本施設の精密機能検査等」について、運営事業者が行うべき業務の具体的内容及び期間等の詳細をご教示下さい。	募集要項公表時に示します。
108	105	6	4	④	―	―	運営業務について情報管理を行うこと	第5項で「選定情報の積極的な開示」とありますが、調達業務における運営事業者ノウハウに係る内容については開示をご容赦願います。	No. 105を御参照ください。
109	106	6	4	⑤	―	―	市との連絡・調整が適切に行われていること	第3項に「市が使用する備品関係（机、椅子等）について適切な管理を行うこと。」とありますが、「備品関係（机、椅子等）」の対象となるものをお示し下さい。また、運営事業者はあくまで点検等による管理を所掌業務とするものであり、故障・破損した場合の補修・更新については貴市にてご負担願います。	備品関係には、机・椅子等のほか、書類棚、パソコン、ファクス、電話機、複写機などがあります。故障・破損の原因が明らかに市にある場合を除き、事業者の負担で維持管理します。
110	106	6	4	⑦	―	―	SPCの経営状況について報告・計画が適切に行われること	毎年度末６ヶ月前までに次年度の経営計画の説明を行うこと、となっておりますが、報告後６ヶ月間もあると、次年度の事業を取り巻く環境は大きく変わることが予想されます。次年度の経営計画の提出に関しましては、もう少し後倒しでお願い致します。	検討の上、募集要項に示します。